

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年3月27日
【事業年度】	第14期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）
【会社名】	株式会社リベロ
【英訳名】	Livero Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鹿島 秀俊
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目8番8号NTT虎ノ門ビル3F
【電話番号】	03-6636-0300
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営管理本部長 横川 尚佳
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目8番8号NTT虎ノ門ビル3F
【電話番号】	03-6636-0300
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営管理本部長 横川 尚佳
【縦覧に供する場所】	株式会社リベロ大阪支店 （大阪府大阪市北区豊崎3丁目2番地1号淀川5番館4F） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	1,900,082	2,136,583	2,376,765	2,555,046
経常利益 (千円)	221,758	318,256	345,990	77,982
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	143,431	225,244	239,008	50,781
包括利益 (千円)	143,431	225,244	239,008	50,781
純資産額 (千円)	607,172	928,513	1,835,865	1,892,517
総資産額 (千円)	1,268,278	1,736,051	3,051,865	3,460,290
1株当たり純資産額 (円)	129.58	194.08	346.31	355.84
1株当たり当期純利益 (円)	30.57	47.39	48.66	9.57
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	43.03	8.74
自己資本比率 (%)	47.8	53.4	60.1	54.7
自己資本利益率 (%)	26.6	29.4	17.3	2.7
株価収益率 (倍)	-	-	57.93	75.77
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	247,021	226,512	330,919	10,567
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	76,784	23,697	126,219	316,948
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	14,731	91,682	666,896	6,408
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	586,417	880,915	1,752,511	1,452,539
従業員数 (人)	88	92	107	135
(外、平均臨時雇用者数)	(104)	(124)	(128)	(145)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

- 第11期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、2020年12月31日において当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
- 当社は2021年6月9日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
- 当社は、2021年9月28日に東京証券取引所マザーズ市場（現 グロース市場）に上場したため、第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から第13期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
- 第11期及び第12期の株価収益率については、2020年12月31日において当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
- 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
- 第11期以降の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
- 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第14期の期首から適用しており、第14期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	3,402,662	1,898,156	2,140,317	2,364,535	2,578,846
経常利益 (千円)	154,450	226,327	317,110	303,352	72,134
当期純利益 (千円)	109,993	148,166	224,279	206,701	46,396
資本金 (千円)	50,000	50,000	86,000	420,171	424,117
発行済株式総数 (株)	94,100	94,100	95,600	5,298,900	5,315,950
純資産額 (千円)	480,304	618,471	938,846	1,813,891	1,866,159
総資産額 (千円)	876,459	1,215,555	1,522,726	2,448,557	2,406,551
1株当たり純資産額 (円)	5,096.42	132.00	196.24	342.16	350.88
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 (円)	1,221.38	31.58	47.18	42.08	8.74
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	37.22	7.99
自己資本比率 (%)	54.7	50.8	61.6	74.0	77.5
自己資本利益率 (%)	28.6	27.0	28.8	15.0	2.5
株価収益率 (倍)	-	-	-	66.99	82.94
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	44 (91)	86 (104)	91 (124)	106 (128)	134 (145)
株主総利回り (%) (比較指標：東証マザーズ指数) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	25.7 (73.9)
最高株価 (円)	-	-	-	3,480	2,835
最低株価 (円)	-	-	-	1,250	675

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向については、記載しておりません。
3. 当社は2018年12月20日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 当社は2021年6月9日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 第10期から第12期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、2020年12月31日において当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
6. 第10期から第12期までの株価収益率については、2020年12月31日において当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
8. 第10期から第13期までの株主総利回り及び比較指標については、2021年9月28日付をもって東京証券取引所マザーズ市場(現 グロース市場)に株式を上場いたしましたので、記載しておりません。
9. 第13期、第14期の最高・最低株価は、2022年4月1日までは東京証券取引所マザーズ、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場における株価を記載しております。
なお、2021年9月28日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

10. 第11期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。第10期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

11. 第11期より、法人企業等向けサービスである「転勤ラクッとNAVI」の引越しサービスにおける売上高の計上方法を、従来の計上方法（引越代金と当社が受け取る手数料の総額を売上高とする方法）から、引越総額のうち当社が受け取る手数料のみを売上高とする計上方法に変更しております。

なお、第10期の売上高を、第11期以降と同様の計上方法とした場合の売上高の推移は以下のとおりとなります。

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	1,504,384	1,898,156	2,140,317	2,364,535	2,578,846

12. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第14期の期首から適用しており、第14期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社は、音楽事業、中古車販売事業、人材派遣業及び携帯電話販売事業などを行っていた株式会社インクストウエーターの営業本部として、移転者サポート事業を開始しました。その後、株式会社インクストウエーターの子会社として、2009年5月東京都世田谷区において設立（出資金9百万円）しております。不動産事業者等の顧客に対する新生活関連サポートサービスの提供を開始し、業容の拡大により、2011年1月に親会社である株式会社インクストウエーターから当社の前代表取締役であった杉本真吾、専務取締役鹿島秀俊（現代表取締役社長）及び常務取締役横川尚佳への株式譲渡により独立しております。

年月	沿革
2009年5月	株式会社インクストウエーターの子会社として、東京都世田谷区に設立（資本金9百万円）
8月	株式会社インクストウエーターより移転者サポート事業の事業譲渡
2010年8月	プライバシーマーク（登録番号：10862073(06)）取得
2011年1月	親会社である株式会社インクストウエーターから当社前代表取締役杉本真吾、専務取締役鹿島秀俊（現代表取締役社長）及び常務取締役横川尚佳への株式譲渡により独立
2012年1月	「転勤ラクッとNAVI」サービスを開始
2014年2月	渋谷オフィスを東京都渋谷区に増設
2015年5月	「引越しラクッとNAVI」サービスを開始
2016年2月	本社を東京都渋谷区に移転
9月	大阪オフィスを大阪府大阪市北区に開設
2018年2月	東京都渋谷区に100%子会社として株式会社リベロビジネスサポートを設立（資本金100百万円）
2019年7月	引越しプラットフォーム「HAKOPLA（ハコプラ）」を開始
9月	本社を東京都港区に移転
11月	社宅管理サービス「ワンコイン転貸」を開始
2020年1月	大阪オフィスを大阪支店として大阪府大阪市北区に移転
9月	クラウド賃貸契約サービス「ヘヤワリ」を開始
2021年9月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2022年4月	東京証券取引所の市場区分見直しによりグロース市場へ移行
2022年11月	東京都豊島区に東京支店を設置

3【事業の内容】

(1) ビジョン・ミッション

当社グループ（以下、当社及び連結子会社株式会社リベロビジネスサポートの2社を指します。）は新生活という人生の中で大きなイベントにも拘わらず、新生活の開始に当たっては誰もが多くの経験を有していないが故に何を基準にして、誰を頼りにしてはじめることが最適なのが分からないという課題に対して、「困った困ったを、良かった良かったに。」を経営理念に掲げ事業を展開して参りました。

「売り手よし」、「買い手よし」、「世間よし」の「三方よし」の精神から、新生活を迎える方（サービス利用者）、送り出す方（サービス依頼者）、新生活関連事業者（サービス提供者）に新生活にかかわる社会課題の解決（世間）を加えて「四方よし」として、持続可能な社会の実現に取り組んでおります。

具体的には、移転に伴う新生活関連サービスという幅広い市場をターゲットとして、新生活サービスプラットフォームの構築と提供を通じて、当該市場における部屋探し、引越し、新電力、ガス小売事業者が販売するガス、インターネット回線等のライフラインの手配、また法人においては社宅管理等をワンストップで提供し一元管理することで、新生活を迎える方へのサポートに加えて、新生活に関わる不動産事業者や引越事業者、ライフライン提供事業者等の幅広いニーズに応える事業を展開しております。

新生活を迎える際に直面するそれぞれの課題を、新生活サービスプラットフォームを通じて解決することによって、新生活関連市場における社会課題である引越しワンストップサービスの推進、賃貸契約における電子契約の推進、引越し難民問題の解消などの課題に対しても同時に解決することを目指しております。新生活における様々な手続きの円滑化、顧客の利便性の向上、業務の効率化、転勤業務の軽減及びコスト削減といった各種課題に関して、個人・法人に捉われることなく、すべての顧客の満足に目を向けた「オールユーザーファースト」という考えで、新生活の課題を解決していくとともに、顧客満足度の向上を図ることで更なる企業価値の最大化に尽力しております。

なお、当社グループは、移転者サポート事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしておりません。

(2) 移転者サポート事業の内容

当社グループの移転者サポート事業は、新生活を迎える個人を送り出す方（サービス依頼者）より依頼された、新生活を迎える個人（サービス利用者）の様々なニーズを、当社が独自に開発した新生活サービスプラットフォームである各サービスにおいて提供する、サービス依頼者、サービス利用者及びサービス提供者のデジタル連携を実現したシステム（以下、当社独自システム）で集約及び分析し、このデータを基に当社独自システムとコールセンターを用いて、サービス利用者にとって最適な新生活関連サービスを選択及び提案し、当社独自システムを通じて新生活関連事業者（サービス提供者）と、個人（サービス利用者）をマッチングさせるビジネスモデルとなっております。また、当社の収益は、新生活関連事業者（サービス提供者）より受け取る、成果報酬型の手数料となっております。

当社の新生活サービスプラットフォームは、主に不動産会社向けサービスとして「新生活ラクっとNAVI」、法人企業向けサービスとして「転勤ラクっとNAVI」「ワンコイン転貸」「ヘヤワリ」「福利厚生社宅」、引越会社向けサービスとして「HAKOPLA（ハコプラ）」「引越ラクっとNAVI」で構成されております。2022年12月期における売上高構成比につきましては、「不動産会社向けサービス」が51.6%、「法人企業向けサービス」が43.0%となっております。

以下に述べるサービス「新生活ラクっとNAVI」、「転勤ラクっとNAVI」においては、サービス依頼者及びサービス利用者は基本的に当社サービスを無料で利用することができます。サービス依頼者が不動産事業者等となる「新生活ラクっとNAVI」においては、サービス依頼者に対してサービス利用者の依頼又は成約に応じた紹介手数料の支払いをしております。

各提供サービスにおけるサービス依頼者、サービス利用者及びサービス提供者の主な関係は下図のとおりとなります。

事業区分	売上区分	サービス名称	サービス依頼者	サービス利用者	主要サービス及びサービス提供者					転貸サービス及びサービス提供者	
					部屋探し	引越し	でんき	ガス	インターネット	家賃保証	火災保険
					不動産事業者	引越事業者	新電力事業者	ガス小売事業者	インターネット回線事業者	家賃債務保証事業者	損害保険事業者
基盤事業	不動産会社向けサービス	新生活ラクっとNAVI	不動産事業者	転居をする個人	-	○	○	○	○	-	-
	拡大領域	法人企業向けサービス	転勤ラクっとNAVI	法人企業等	転勤をする従業員	○	○	○	○	○	-
ワンコイン転貸			○			○	○	○	○	-	○
福利厚生社宅		個人 WEBサイトから登録	法人企業等の従業員	○	○	○	○	○	-	○	
ハヤワリ				○	○	○	○	○	○	○	
引越会社向けサービス		ハコブラ	引越事業者	引越事業者	-	○	-	-	-	-	-
基盤事業	引越しラクっとNAVI	個人WEBサイトから登録	転居をする個人	○	○	○	○	○	-	-	

新生活支援サービス「新生活ラクっとNAVI」

主に不動産会社向けのサービスであり、ここでいうサービス依頼者は賃貸物件の仲介事業を営んでいる不動産事業者となります。不動産事業者で新たな転居先となる新居を決めた顧客がサービス利用者となり、不動産事業者は顧客に当サービスの案内を行い承諾を得た上で、当社に顧客のサポートを依頼します。

当サービスにおける顧客とのコミュニケーションは、当社のコールセンターが基本となっており、これまでに蓄積した膨大なデータを基に、顧客にとって最適と考えられるサービスのコンサルティング及び提案を行います。その結果、顧客の要望するサービスをサービス提供者である新生活関連事業者に取り次いでおります。

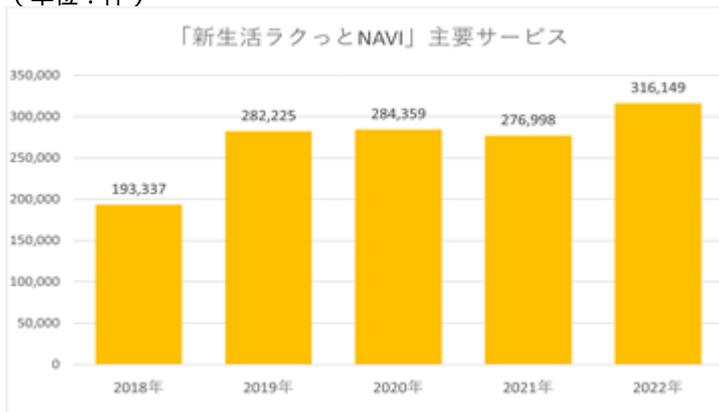
「新生活ラクっとNAVI」では、主に引越し相見積りサービスとライフライン（新電力、ガス小売事業者が販売するガス及びインターネット回線）のサポートを実施しております。新生活関連事業者によりサービス提供がなされた後に、当社は新生活関連事業者より成果報酬を受け取り、その上でサービス依頼者である不動産事業者に紹介手数料を支払っております。

当サービスを利用することによって、サービス利用者である顧客に対しては、転居に際して必要な手続きが分からない、また多くの手続きに手間が掛かるなどの課題を、ワンストップ（一括比較）による様々なサービスの提供により解決が可能となっております。サービス提供者である新生活関連事業者に対しては、新規顧客の獲得及び収益性の向上等の課題に対して、継続的な顧客の取り次ぎによって収益拡大の機会を提供しており、サービス依頼者である不動産事業者等に対しては、転居者における多くの手続きによる不満、及びそのサポートに対する業務過多という課題に対して、顧客満足度の向上はもちろん、サービス提供者によって提供される様々なサービスによる成果報酬から紹介手数料を支払うことによって収益拡大の機会を提供することとなり、全ての取引関係者に支持される仕組みを目指して構築しております。

2022年12月末現在、サービス依頼者である不動産事業者等の登録数は1,192社となっております。

最近5年間における「新生活ラクっとNAVI」における主要サービス（注）のサポート件数の推移は下図のとおりであります。なお、「サポート件数」とは、サービス依頼者である不動産事業者や法人企業等から当社が受けたサポート依頼数を指しており、成約件数を示すものではありません。以下、本文中における「サポート件数」について同様です。

（単位：件）



（注）主要サービスとは、ライフライン（新電力、ガス小売事業者が販売するガス及びインターネット回線）と引越し相見積りサービスのサポート件数の合計であり、上図においては最近5年間を会計年度ごとに集計しております。また、複数のサービスを利用するサービス利用者が存在するため、サポート件数はサービス利用者の延べ件数となっております。

クラウド転職支援サービス「転職ラクっとNAVI」

当サービスは、法人企業向けのクラウド転職支援サービスであり、ここでいうサービス依頼者は法人企業等の総務人事担当部門になります。法人企業等で発令された人事異動により転職が発生することとなる転職者（従業員）がサービス利用者となり、総務人事担当部門は転職者に当サービスを周知した上で、当社に転職者のサポートを依頼します。

当サービスにおいては、当社独自システムを介して法人企業等と事前に取り決めた契約条件の中で、ワンストップサポートによって転職者の要望に合致するサービス及び最適な新生活関連事業者を選定し、当社が提供するクラウドサービスを通じて新生活関連事業者にサービス提供を依頼します。「転職ラクっとNAVI」では、主に部屋探しと引越し相見積り及びライフライン（新電力、ガス小売事業者が販売するガス及びインターネット回線）のサポートを実施しております。

サービス依頼者である法人企業等の総務人事部門及びサービス利用者である転職者は、「転職ラクっとNAVI」のクラウドサービスを無料で利用することができます。当社が提供するクラウドサービスは、転職のサポート依頼、共通フォーマットでの引越し相見積りの一括比較及び利用する引越事業者の決定や中止、並びに月ごとの請求金額の確認等を一元管理出来るシステムとなっております。

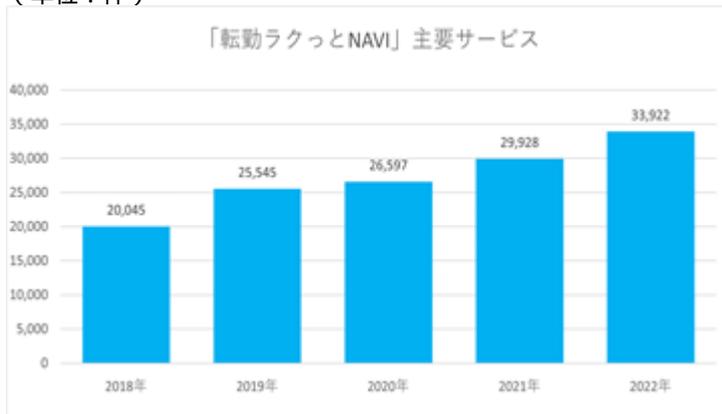
サービス提供者である不動産事業者及び引越事業者についても、当クラウドシステム内でサービス受託の承認作業を実施することによって、マッチング後の責任の所在が明らかとなり、転居後に発生したトラブルを防止することが可能な仕組みとなっております。

当サービスにおいても、当社は新生活関連事業者より成果報酬を受け取っており、サービス依頼者である法人企業の紹介先となる販売代理店に対しては、代理店手数料の支払いをしております。なお、「転職ラクっとNAVI」のサービス依頼者については、法人企業等のシェアードサービス（グループ企業における間接業務の集約化）を含む社宅代行会社との提携により、サービスの拡大を図っております。

2022年12月期末日現在、サービス依頼者である法人企業等の登録数は2,893社となっております。

最近5年間における「転職ラクっとNAVI」における主要サービス（注）のサポート件数の推移は下図のとおりであります。

（単位：件）



（注）主要サービスとは、部屋探しと引越し相見積りサービスのサポート件数の合計であり、上図においては最近5年間を会計年度ごとに集計しております。また、複数のサービスを利用するサービス利用者が存在するため、サポート件数はサービス利用者の延べ件数となっております。

「転職ラクっとNAVI」を利用した法人企業等の総務人事部門担当者及び転職者（従業員）より、自身の個人的な転居でも同様のサービスを受けたいとの声を受け、「転職ラクっとNAVI」を個人向けに仕様変更したものが「引越しラクっとNAVI」となっております。「引越しラクっとNAVI」では、サービス利用者である個人が当社のWEBサイト上で直接当社にサポートを依頼し、当社のコールセンターでは本人の要望に沿ってサポートを行い、本人の要望に合致するように新生活関連事業者にサービス提供を依頼します。サポート内容は「転職ラクっとNAVI」と同様であり、またサービス利用者である個人は無料でサービスを利用することができ、当社は新生活関連事業者より成果報酬を受け取っております。

クラウド賃貸契約サービス「ハヤワリ」「ワンコイン転貸」

クラウド賃貸契約サービスは、当社グループが入居者に替わって管理会社又は家主と賃貸借契約を締結し、その上で、転借人として入居者と転貸借契約を締結するいわゆる転貸サービスとなります。「転勤ラクっとNAVI」のオプションサービスとして開始したクラウド社宅管理サービス「ワンコイン転貸」は法人契約向けであり、その後、個人契約向けとしてクラウド賃貸契約サービス「ハヤワリ」を開始するに至っております。

クラウド社宅管理サービス「ワンコイン転貸」

「ワンコイン転貸」は、「転勤ラクっとNAVI」を利用している法人企業等より、部屋探し及び引越し手配のみならず、社宅の管理までをまとめて委託したいという要望を受け、「転勤ラクっとNAVI」のオプションサービスとして2019年11月にサービスを開始しております。クラウド転勤支援サービスである「転勤ラクっとNAVI」と同様に、クラウド上で自社が契約している部屋の管理をすることができ、個別の社宅契約は全て電子契約となっており、更新及び解約についてもクラウド上で完結するシステムを提供しております。この当社独自システムを介してサービス依頼者とサービス提供者をマッチングし、この情報を基に当社連結子会社である株式会社リベロビジネスサポートが家主ごとに個別の賃貸借契約を締結します。法人企業等に対しては当社と包括転貸借契約を締結し、個別の契約は電子契約による承認だけで転貸借契約を完了させることが可能となるクラウド社宅管理サービスとなっております。

「ワンコイン転貸」では、転貸方式を採用することにより、法人企業等は転勤者ごとの賃貸借契約書が不要となることをはじめ、敷金の支払い及び負担が発生しないプランもあるサービスであるため、法人企業等のキャッシュ・フローの改善や業務の効率化等多くのメリットがあることに加えて、社宅管理サービスとしては従来にない価格施策を取り入れ、1戸当たりの月額管理手数料を500円(税別)と設定しサービス名称も「ワンコイン転貸」としております。

2022年12月期末日現在の「ワンコイン転貸」の管理戸数は6,700戸となっております。また、導入法人企業等の保有している社宅の総戸数の内、転貸借契約未締結の戸数を潜在戸数としており、その戸数は13,400戸となっております。

クラウド賃貸契約サービス「ハヤワリ」

これまでの賃貸借契約は、不動産仲介会社及び不動産管理会社ごとに、異なる契約書や契約ツール等を利用しており、顧客は、契約する不動産会社によって異なるツールの利用を強いられておりました。また、紙の契約書が基本となっているため、顧客は、契約開始から解約に至るまで、その紙の契約書を保管する必要がありました。当サービスにおいては、顧客が希望する部屋を当社が借り上げ、当社から顧客に貸し出す転貸借方式を採用していることにより、不動産仲介会社や不動産管理会社ごとの異なる契約書や契約ツール等に左右されることなく、顧客は、当サービスのマイページで電子契約及び電子データを管理することが可能となっております。

当サービスのマイページ内では、当社と顧客の間で締結する転貸借契約の契約内容をいつでも確認出来ることを始めとして、引越料金、利用引越事業者の履歴及び電気やガスについての契約先並びにその契約内容をまとめて管理することができま

さらに当サービスは、転貸借方式の採用によって転貸料金を当社が設定することが可能となり、入居者である顧客向けに家賃の割引(同じお部屋にお住まいの期間、毎月の家賃を2,000円、最大24ヶ月(48,000円)の割引としております。「ハヤワリ」を利用して転居した場合は、新たに最大24ヶ月(48,000円)の割引を受けられます。当該割引は、「ハヤワリ」提携不動産会社でお部屋の申し込みをした上で、当社グループが貸主となる転貸借契約を締結した場合に適用されます。)を行うことを実現しております。当サービスにおける、家賃割引という独自のサービスは、当社グループがこれまで積み上げてきた、多くの新生活関連事業者との実績と信頼によって実現可能となったものであり、新生活関連サービスにおける各種成約手数料を、家賃割引の原資として充当することによって成立するものとなっております。

現在の事業展開方針としては、コスト不要の法人向け福利厚生サービスとして、法人企業等の従業員である個人をターゲットに営業活動をしております。これは、クラウド転勤支援サービス「転勤ラクっとNAVI」における既存取引先という顧客資産を最大限に活かすための方策であります。将来的には一般顧客に対してもサービス展開すること、さらなる利用者拡大を見込めると考えております。

当社グループは、これまでに述べたクラウド転勤支援サービス「転勤ラクっとNAVI」、クラウド賃貸契約サービス「ハヤワリ」「ワンコイン転貸」で集客した部屋を探したい顧客を、新生活支援サービス「新生活ラクっとNAVI」で述べた当社に顧客を取り次ぎしている不動産事業者へ送客することで、両者の本業に資する顧客を相互送客する関係性を長年の取引における信頼関係において構築しているため、新たな企業の参入は容易ではないと考えております。

引越しプラットフォームサービス「HAKOPLA（ハコプラ）」

当サービスは、引越事業者同士のマッチングにより、引越事業者のコスト削減・利益率アップを目的とした「引越しのプラットフォーム」であります。昨今、繁忙期となる3～4月を中心に「引越し難民」と呼ばれる、引越しをする際に「困った」人々が続出している実態に対し、引越しを提供したくてもできない「困った」引越事業者の存在がありました。この社会課題については、4月を起点とした一斉就学・一斉就業という日本特有の制度に起因する引越サービスの需要と供給のバランス崩壊に加え、エリア限定で営業をしている引越事業者が抱えていたエリア外への引越しに対する収益面の課題（取引における採算性）によるところも大きいのではないかと当社では考えておりました。

遠方への引越作業は営業エリア外への運送となるため「行きの荷物はあるが、帰りの荷物がない」という状況が一般的となっており、需要はあるものの、人的コストや時間のロス等、多くの事業者が「受注はしたいが請け負うことが難しい」状況が続いておりました。昨今の「引越し難民問題」における「受注お断り」や「高額な見積り金額」の背景にはこのような事情も含まれているものと考えております。

その課題を解決すべく、2018年6月に、当時提携する約60社の引越事業者の中から、課題解決に意欲を示す全国約30社（発足当初）の引越事業者と共に年に4回の実務者協議会（後に、ハコプラ協議会、ハコプラ定例会）を実施し、サービスメニューの開発、システム開発、提携のためのルールの制定等に取り組み2019年7月より引越事業者のための引越しプラットフォームとして「HAKOPLA（ハコプラ）」サービスを開始するに至りました。

当サービスでは、引越案件のマッチングをはじめ、引越しにおける積み込みと積み下ろし及び拠点間の配送である幹線便を分割してマッチングする仕組みを実装することにより空きトラックの活用を可能にするなど、引越事業者の使い勝手をより高める仕様としております。加えて引越案件のマッチングだけに留まらず、資材の配送及び回収、作業員1人では運送ができない大型家具家電運送のマッチング、人材のマッチングを開始いたしました。その後、引越しに使用する車両の燃料を共同購入することにより引越引越事業者のコストを低減させる取り組みに加えて、鉄道輸送の協同利用も開始しております。このようにマッチングと共同購入を組み合わせることにより、引越事業者が提供出来るリソース又は引越事業者に必要なリソース全てを包括出来るプラットフォームに領域を拡大しております。

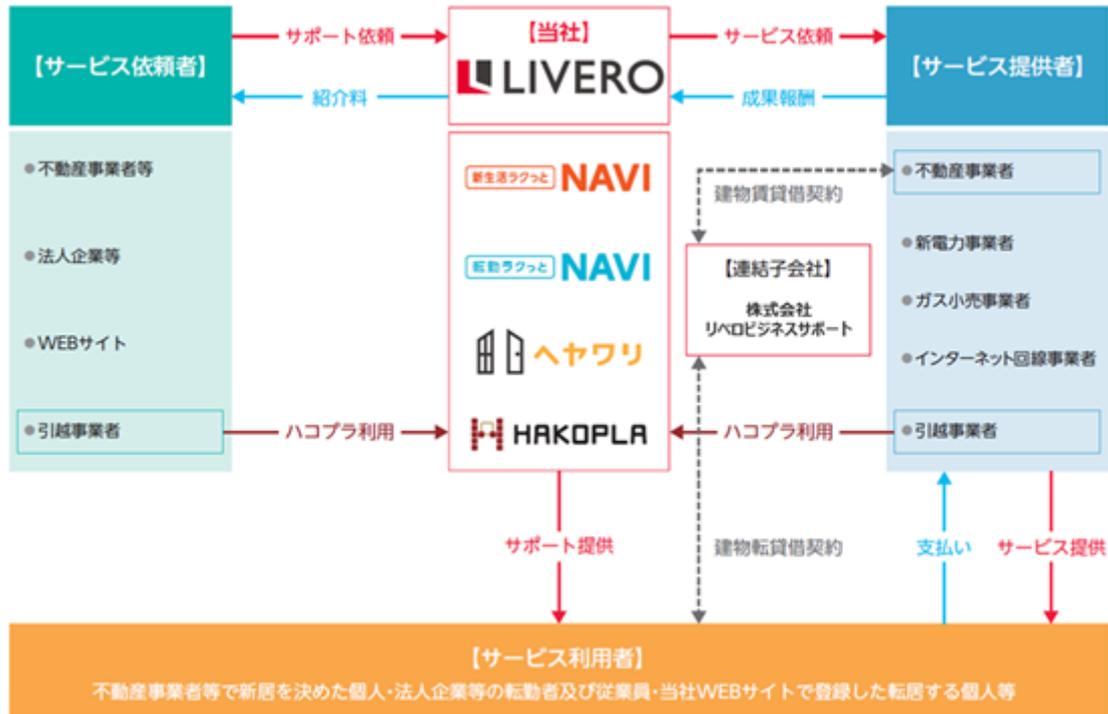
こうした取り組みについては、プラットフォームの開発だけで実現出来るものではなく、真に引越事業者と顧客に重きを置いたサービスを開発し続けてきた当社と引越事業者との信頼関係がなければ実現するものではなく、他社が真似することが難しい参入障壁の高いサービスだと自負しております。

また、2020年1月には、ハコプラ協議会に参加する全国約50社の引越事業者とともに「引越し難民ゼロプロジェクト」の発足式を開催し、昨今の社会課題である「引越し難民」の解決を目指すべく、大きな一歩を踏み出しております。

2022年12月期末日現在、ハコプラ参加引越事業者は130社となっており、2022年12月期のマッチング登録数は10,469件となっております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

事業系統図



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社リベロビジネス サポート (注) 2	東京都港区	100,000	移転者サポート 事業	100.0	役員の兼任1名 賃貸住宅転貸サービスにか かる宅地建物取引業及び火 災保険契約等の委託

- (注) 1. 「主要な事業の内容」の欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 株式会社リベロビジネスサポートは、特定子会社であります。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年12月31日現在

従業員数(人)
135 (145)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()内の外数で記載しております。
2. 当社グループは、「移転者サポート事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2022年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
134 (145)	34.1	3.6	4,590

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()内の外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、「移転者サポート事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 連結会社の企業内容等の開示

2022年12月31日現在

女性管理職比率	男性の育児休業取得率	男女間賃金格差 (注)
31.6%	0%	全労働者 81.9% 正規雇用労働者(正社員) 76.0% 非正規雇用労働者(アルバイト) 91.3%

- (注) 対象期間は2022年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)としております。賃金の内訳は基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、通勤手当等を除きます。正社員に含まれるのは期間の定めなくフルタイムで勤務する労働者であり社外への出向者を含みます。アルバイトに含まれるのは、パートタイム及び有期雇用労働者であり、派遣社員を除きます。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、創業以来「困った困ったを、良かった良かったに。」を経営理念として掲げ、「新生活を迎える方だけではなく、送り出す方、また新生活を始めるに当たって必要なサービスを提供する方、それぞれの課題解決に貢献する」ことをミッションに事業を展開しております。

「売り手よし」、「買い手よし」、「世間よし」の「三方よし」の精神から、新生活を迎える方（サービス利用者）、送り出す方（サービス依頼者）、新生活関連事業者（サービス提供者）に新生活にかかわる社会問題の解決（世間）を加えて「四方よし」として、持続可能な社会の実現に取り組んでおります。

具体的には、移転に伴う新生活関連サービスという幅広い市場をターゲットとして、新生活サービスプラットフォームの構築と提供を通じて、当該市場における部屋探し、引越し、新電力、ガス小売事業者が販売するガス、インターネット回線等のライフラインの手配、また法人においては社宅管理等をワンストップで提供し一元管理することで、新生活を迎える方へのサポートに加えて、新生活に関わる不動産事業者や引越事業者、ライフライン提供事業者等の幅広いニーズに応える事業を展開しております。

新生活を迎える際に直面するそれぞれの課題を、新生活サービスプラットフォームを通じて解決することによって、新生活関連市場における社会課題である引越しワンストップサービスの推進、賃貸契約における電子契約の推進、引越し難民問題の解消などの課題に対しても同時に解決することを目指しております。新生活における様々な手続きの円滑化、顧客の利便性の向上、業務の効率化、転勤業務の軽減及びコスト削減といった各種課題に関して、個人・法人に捉われることなく、すべての顧客の満足に目を向けた「オールユーザーファースト」という考えで、新生活の課題を解決していくとともに、顧客満足度の向上を図ることで更なる企業価値の最大化に尽力しております。

(2) 目標とする経営指標等

当社グループは持続的な成長と企業価値向上を目指しており、全社的な主要な指標として売上高及び営業利益を重視しております。

不動産事業者等向け移転者サポート事業「新生活ラクっとNAVI」では、不動産仲介店舗で部屋を決めた個人が主なターゲット顧客であり、そのサポートを不動産事業者等から依頼して頂く形態となっております。また、法人企業等向け移転者サポート事業「転勤ラクっとNAVI」では、異動により転勤する従業員が主なターゲット顧客であり、そのサポートを法人企業等の総務人事担当部門より依頼して頂く形態となっております。

そのため、事業運営上重視する経営指標としましては、サービス依頼者である不動産事業者等及び法人企業等の登録数とサポート依頼件数としております。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高 (千円)	2,376,765	2,555,046
営業利益 (千円)	359,596	77,861
サービス依頼者登録数 「新生活ラクっとNAVI」のサービス依頼者 である不動産事業者等 (社)	1,054	1,192社
「転勤ラクっとNAVI」のサービス依頼者 である法人企業等 (社)	2,532	2,893社
サポート依頼件数 「新生活ラクっとNAVI」主要サービス(注)1 (件)	276,998	316,149
「転勤ラクっとNAVI」主要サービス(注)2 (件)	29,928	33,922

- (注) 1. 主要サービスとは、ライフライン（新電力、ガス小売事業者が販売するガス及びインターネット回線）と引越し相見積りサービスのサポート件数の合計であります。
2. 主要サービスとは、部屋探しと引越し相見積りサービスのサポート件数の合計であります。

(3) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

現在わが国では、少子高齢化による就業人口の減少に直面する中、日本政府が推進する働き方改革により、非正規雇用の待遇差改善、長時間労働の是正及び柔軟な働き方が出来る環境づくり、ダイバーシティの推進、賃金引き上げ、労働生産性向上等の取り組みが行われております。また、政府が推し進める「デジタル・ガバメント実行計画」において、市町村の官民データの活用及び引越しワンストップサービスなどの各施策によって、国民の移転時に、様々な行政機関や民間事業者に対して個別に住所変更情報を届け出ること多くの時間、手間、コストを要するという社会問題に対する取り組みが広く浸透しつつあります。

2020年12月期第1四半期頃より新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、日本国内においても緊急事態宣言が出される等の影響がありました。

一方、当社グループに関係する移転者の動きに関しては、株式会社野村総合研究所の「2040年の住宅市場と課題」によると、新型コロナウイルス感染症が蔓延する2021年における推計実績移動世帯数は414万世帯、2030年における予測移動世帯数は384万世帯、2040年の予測移動世帯数は340万世帯と減少傾向となっております。

当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症に伴う人の移動制限が緩和されたことにより、転勤や転居の動きも緩やかに回復し、「新生活ラクッとNAVI」における主要サービスのサポート件数が2022年12月期において316,149件（前期比14.1%増）、「転勤ラクッとNAVI」においては、主要サービスのサポート件数が同33,922件（前期比13.3%増）と堅調に推移しております。「新生活ラクッとNAVI」及び「転勤ラクッとNAVI」において、新型コロナウイルスワクチンの普及に伴い、社会活動が緩やかに正常化され、その影響は徐々に解消されていると考えております。

このような経営環境のもと、更なる事業成長を実現するべく、以下の戦略を実行して参ります。

顧客基盤の更なる拡充

当社は設立当初より、「新生活ラクッとNAVI」というサービスで、新生活の起点となる部屋が決まったことに並行して不動産事業者等より移転者サポートを依頼されるべく提携を進めて参りました。その後、法人企業等向けの「転勤ラクッとNAVI」というサービスにより移転者情報の上流でサポートを開始することを実現しており、法人企業等で人事異動が決まったことに並行して総務人事担当部門より依頼を受けることに成功しております。

その結果、2022年12月期末日現在、サービス依頼者としての不動産事業者等の登録数は1,192社、また、法人企業等の登録数は2,893社となっております。

今後も、不動産事業者の仲介件数及び管理物件の稼働率を向上するための提携活動を強化し、法人企業等に対しては、当社サービス認知度向上施策を強化することにより顧客基盤の更なる拡充を図ります。

具体的には、不動産事業者等については、サポート依頼者としての側面だけではなく、法人企業等の転勤又は福利厚生としての部屋探しを依頼するサービス提供者及び賃貸物件転貸サービスにおける借主としての側面を拡大させ、不動産事業者の仲介件数及び管理物件の稼働率を向上するための提携活動を強化して参ります。

法人企業等については、福利厚生事業者や社宅管理事業者などの代理店からの新規企業の獲得、展示会などの外部イベントへの当社サービスの積極的な展示又は出店等による認知度向上施策を強化することにより、顧客基盤の更なる拡充を図ります。

サービス提供事業者との関係強化

当社の移転者サポート事業は、特定のサービスの販売又は特定の事業者の代理となっている訳ではなく、あくまでユーザーファーストの立場で、真にサービス利用者が必要とするサービスの提供をサポートするものであります。サービス利用者の満足度を最大化するためにはサービスの選択肢を豊富にする必要があり、そのために数多くのサービス提供事業者との提携を実現しております。2022年12月期末日現在、サービス提供事業者としての不動産事業者の提携数は529社、引越事業者は187社、ライフライン提供事業者は87社となっております。

また、当社ではサービス利用者の満足度を最大化するための高いサービス品質も必要であると考えており、当社がサポートする顧客の満足度をともに最大化してくれる事業者との関係を強化することで、ユーザーファーストの立場で真にサービス利用者が必要とするサービスの提供を実現出来るものと考えており、定期的に引越しに関する社会問題解決について検討する協議会を開催し、2020年1月には『引越し難民ゼロプロジェクト』のイベントを開催し、以降も継続的に社会課題解決に取り組んでおります。

クラウド賃貸契約サービスの個人顧客への展開

従来から存在する法人企業等に対する社宅管理サービスは、各社の事業モデルの変化と、働き方改革及び転勤を伴うジョブローテーションの見直しにより減少傾向にある市場を、社宅管理サービス事業者各社で取り合っている環境にあります。一方で、法人企業等の安定的な成長のため、人材の確保と定着は重要な課題と認識されており、法人企業等が従業員に対して提供する福利厚生などについては、改めて付加価値の向上及び改善が検討されている環境にあります。

当社では、全国の不動産事業者との提携により、様々な部屋探しのサポートをして参りましたが、上記の環境変化に対応すべく、従来の転勤社宅及び福利厚生として提供する社宅に加えて、企業に勤める従業員個人が利用可能な、最大2年間、毎月2,000円の家賃割引が受けられるサービス「ヘヤワリ」のサービス展開に至っております。

従来の社宅管理で提供されていた法人企業等の総務人事担当部門の工数削減のみに留まることなく、法人企業等の福利厚生に対する新たな価値を創出し、さらには働く個人の住み方の変革を実現すべく、提携不動産事業者等と協力して新たな事業を推進して参ります。

引越しプラットフォーム価値の向上と高い成約率の実現

引越しの需要と供給のバランスが崩れることを起因として、ここ数年社会問題となっている引越し難民という課題に対して、当社は引越事業者の供給を最適化することにより解決を図っております。具体的には、当社が全国の提携引越事業者が利用出来るプラットフォームシステムを開発し、全国の提携引越事業者が自社では対応できない引越案件を任せることが出来る引越事業者を、又は自社で対応する引越案件を提供してくれる引越事業者をマッチングすることにより、引越事業者の引越サービスの顧客価値最大化と経営効率の向上を同時に図っております。

また、従来からの課題である、エリアを限定して営業している引越事業者のエリア外の引越受注に対しても、都市間で運行している幹線便の利用や積みと下ろしの分割及びマッチングをプラットフォーム上で実現することにより、引越事業者の受注機会を最大化することによる収益の向上を図るとともに引越サービス自体の供給量の最大化も実現しております。

こうした取り組みについては、プラットフォームシステムを開発するだけで実現出来るものではなく、真に引越事業者と顧客に重きを置いたサービスを開発し続けてきた当社と引越事業者との信頼関係がなければ実現するものではなく、他社が真似することが難しい参入障壁の高いサービスであると自負しております。

データベースを活用した新たな商材の開発と事業領域の拡大

当社グループは新生活関連事業者の課題解決や新生活を開始する顧客などのデータベースを活用したサービスを提供しており、代表的なサービスは以下のとおりとなります。

- ・クラウド賃貸契約サービスにおける火災保険サービス
- ・単身赴任、長期出張及び一人暮らしをサポートする家具家電レンタルサービス
- ・長距離運送及び大型家具家電運送等の引越案件のマッチングサービス
- ・引越事業者が利用する燃料の共同購入
- ・引越会社の人材不足をサポートする人材マッチングサービス

当社グループでは今後も幅広い領域をカバーした新生活関連事業者の課題を解決する新サービスを開発、拡大することにより、全社の事業成長を実現して参ります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループでは、新生活にかかわる顧客とパートナー企業の「困った困ったを、良かった良かったに。」変えていくことを経営理念として掲げており、急速に変化する新生活にかかわる「困った」を的確に抽出し、早急に最適解を提案し「良かった」に変えていくことにより、顧客とパートナー企業の信頼を高めて企業価値を向上して参ります。

上記経営理念のもと、急速に変化を続ける市況に対応していくべく、当社グループでは、以下の課題に取り組み、事業の拡大に努めて参ります。

事業基盤の強化

当社グループの基盤事業である「新生活ラクッとNAVI」及び「転勤ラクッとNAVI」においては、さらに利用者を増加させるとともにサポートの品質向上が最重要事項であると考えております。法人・個人を問わず幅広い顧客ニーズの把握に努め、迅速に対応していくことにより、強固な事業基盤構築を目指してまいります。

パートナーシップの強化

当社グループの事業運営においては、サポート実施時に具体的な業務を担当する不動産事業者、引越事業者、新電力事業者、ガス小売事業者、インターネット回線事業者等多くの事業者との連携が必要不可欠となっております。移転者サポート事業の継続的な発展のために引き続き事業者とのパートナーシップの拡大を図ってまいります。

デジタル連携の推進

当社グループでは新生活関連サービスのデジタル化及びワンストップ化の推進が必要であると考えております。政府や民間事業者と連携して、引越しに伴う手続きの負担を軽減し、手続漏れを防止するため引越しワンストップサービスの実証実験に参加するなどの取り組みを実施してまいりました。また、クラウド賃貸契約サービスにおける転賃借契約の電子化を起点として、不動産業界のデジタル化や新技術の活用を推進してまいります。

新規事業の開発と推進

当社グループの収益源の多様化並びに継続的な成長・拡大を図るためには、新規事業の開発と推進が不可欠であります。基盤サービスである「新生活ラクっとNAVI」及び「転勤ラクっとNAVI」に続く新たなサービスの開発と推進に努めると共に、クラウド賃貸契約サービス「ヘヤワリ」、BtoBプラットフォームである「HAKOPLA(ハコプラ)」の伸長により事業間シナジーの最大化を目指します。

人材の採用と教育

事業基盤の強化及びパートナーシップの拡大を図っていくためには、優秀な人材の確保が必須であります。そのため、当社グループでは営業部門を中心に積極的な人材獲得と人材教育を推進してまいります。

個人情報保護法への対応

当社グループでは、多くの個人情報を取り扱っており、個人情報の管理を強化していくことが重要であると考えております。既にプライバシーマーク認証(登録番号10862073(07))を取得しておりますが、運用の見直しと社内教育・研修を継続的に実施してまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

当社グループは、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、当社グループの株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 引越業界の動向について（発生可能性：低 / 影響度：大）

当社グループは「移転者サポート事業」の単一セグメントで事業を行っており、引越しに伴う事業となります。日本全体における世帯数及び移動世帯数は減少傾向にあり、今後引越件数も減少することが見込まれるものの、2020年における移動世帯数418万世帯（出典：2021年6月8日 株式会社野村総合研究所「2040年の住宅市場と課題」）に対して、当社グループの主要サービスである「新生活ラクッとNAVI」において、2020年12月期に最もサポート件数が多いサービスであったライフライン（インターネット回線）のサポート件数は11.6万件と現時点での当社グループのシェアは限定的であり、十分な拡大余地があります。また、「移転者サポート事業」には、部屋探し、引越し、ライフライン（新電力、ガス小売事業者が販売するガス、インターネット回線）など複数の提供サービスが存在しており、当社が属する「移転者サポート事業」は移転者数に新生活関連サービスを掛け合わせたものが潜在市場であり、乗算的な事業成長が可能であると考えております。しかしながら、想定した以上に移転者数が減少した場合や競合との競争激化により当社グループが思うように市場でシェアを獲得できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合について（発生可能性：低 / 影響度：大）

当社グループが事業を展開する引越関連業界において類似するビジネスを展開する企業は数社あるものの、サービスの特性、その導入実績、新生活関連事業者とのネットワーク等様々な点から他社と比較して優位性を確保できていると認識しており、さらに実績を積み上げて市場内での地位を早期に確立していく方針ではありますが、今後において十分な差別化等が図られなかった場合や、新規参入により競争が激化した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 経済情勢や法人企業等の人事異動傾向について（発生可能性：高 / 影響度：大）

当社グループは、法人企業等の転勤に伴う新生活をサポートすることで収益を得ております。法人企業等の従業員の転勤は定期的な人事異動に拠る傾向が大きい状況となっております。今後は、個人向け転貸事業の強化により、法人向けサービスの比率は減少していくことを見込むものの、一定の時間を要する可能性があります。そのため、経済情勢の悪化や法人の異動方針の変更等により引越しを伴う異動が減少するような場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 個人情報保護について（発生可能性：低 / 影響度：大）

当社グループは、当社グループ従業員の個人情報に加えて、当社グループが提供するサービスにおいてユーザーの個人情報、さらにはユーザーが保有する第三者の個人情報に関与するケースがあります。当社グループは個人情報の取り扱いに関して、法務総務部が主管部署となり、個人情報保護規程及び特定個人情報取り扱い規程を定め、個人情報の取得の際には利用目的を明示し、その範囲内でのみ利用するとともに、役職員を対象とした個人情報保護に関する社内研修や社内システムへのアクセス権を設定し、個人情報保護に関する対策を行っております。2005年4月に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」や、当局となる個人情報保護委員会が制定した「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」の要求事項の遵守に努めております。また、当社は、2010年8月に「個人情報保護マネジメントシステム 要求事項（JISQ15001：2006）」を満たす企業として、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）より「プライバシーマーク」の認定を受け、その後2012年8月より2年毎に登録を更新しております。しかしながら、上記の取り組みにも関わらず、外部からの悪意による不正アクセス行為及び関係者の故意又は過失による顧客情報の漏洩、消失、改ざん又は不正利用等、万一当社グループ又は当社グループの業務委託先から個人情報が漏洩した場合には、信用の失墜又は損害賠償による損失が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制について（発生可能性：低 / 影響度：大）

当社グループの「移転者サポート事業」は、「宅地建物取引業法」「電気通信事業法」といった法的規制の対象になっております。当社グループでは、法務総務部を法令順守の主管部署としており、外部の弁護士との連携により一定の体制を築いているほか、リスクマネジメント・コンプライアンス規程及びコンプライアンスガイドラインを制定し、法令順守の基本方針を示したうえで、「宅地建物取引業法」「電気通信事業法」を遵守することを徹底しており、現時点において当該許認可の取消し等の事由は発生しておりませんが、将来何らかの理由により、当該許認可が取消され又

はそれらの更新が認められない場合等には、当社グループの事業活動に支障をきたすとともに、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) システム障害について(発生可能性:低 / 影響度:大)

当社グループの事業はインターネット環境において行われており、サービスの安定運用のために情報システム部が主管部署となり、情報システム管理規程及び情報システム運用管理規程を制定し、セキュリティソフトの導入をはじめサーバーアクセスログの解析・セキュリティソフトのレポート解析・定期脆弱性診断及びシステム更新時の脆弱性診断等の対策を実施しております。しかしながら、アクセス数の突発的な増加、人的ミス、コンピュータウイルスの混入、第三者によるサーバやシステムへのサイバー攻撃、自然災害等の様々な要因により、当社の想定を超えるシステム障害等が発生した場合には、当社グループの事業活動に支障が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 新規事業への取り組みについて(発生可能性:低 / 影響度:中)

当社グループでは、事業展開の対象領域としている不動産業界及び引越業界において、事業規模の拡大と収益源の多様化を目的として、新規事業開発及び新規サービスの提供を検討しております。これにより、人材採用、広告宣伝、システム投資等の新たな費用が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、新規事業開発及び新規サービスの提供が計画どおりに進まない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 内部管理体制の整備について(発生可能性:低 / 影響度:大)

当社グループは、企業価値を継続的かつ安定的に高めていくために、コーポレート・ガバナンスが有効に機能すること及び適切な内部管理体制の整備が必要不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な整備・運用、更に法令・定款・社内規程等の遵守を徹底しておりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の整備が追いつかない場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材の採用、育成及び定着について(発生可能性:中 / 影響度:中)

当社グループでは、人材の採用、育成及び定着は、今後の継続的な成長実現のための重要課題であると認識しております。このため、新卒・中途を問わず、積極的な採用活動を通じ、優秀な人材を確保するとともに、社内研修や人事制度の改善、福利厚生の拡充等により、人材の育成や定着率の向上を図っておりますが、当社グループが求める人材を計画どおりに確保できなかった場合、採用・育成した人材が当社グループの事業に寄与しなかった場合、優秀な人材が社外に流出した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 特定人物への依存について(発生可能性:低 / 影響度:大)

当社代表取締役社長である鹿島秀俊及び常務取締役である横川尚佳は、当社の設立者であるとともに、大株主であり、経営方針や事業戦略の決定において重要な役割を果たしております。このため、当社グループは、両名に過度に依存しない体制を作るために、取締役会等における役員間の相互の情報共有や経営体制の強化を図っております。しかしながら、現状において、何らかの理由により両名が当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) コンプライアンス体制について(発生可能性:低 / 影響度:中)

当社グループでは、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのため、リスクマネジメント・コンプライアンス規程を制定し、全役員及び全従業員を対象として社内研修を実施し、周知徹底を図っております。併せて、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。しかしながら、これらの対策を講じてもコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社グループの事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 技術革新について(発生可能性:中 / 影響度:中)

当社グループが運営するサービスは、インターネット関連技術を基盤としております。インターネット業界における技術革新のスピードは著しく、当社グループでは、これらの変化等に迅速に対応出来るよう、最新技術への迅速な対応や情報の蓄積・分析に注力しておりますが、今後の技術革新や顧客ニーズの変化に伴い、最新技術への対応が困難となった場合、当社グループの提供するサービスが陳腐化し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 配当政策について（発生可能性：中 / 影響度：中）

当社は設立以後配当を実施しておりません。当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、現在当社グループは成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化及び事業拡大に向けた投資に充当することで、さらなる事業拡大を実現することが株主に対する利益還元の最大化に繋がると考えております。将来的には、財政状態、経営成績、事業計画等を勘案しながら株主への利益還元策を決定していく方針ですが、現時点において、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(14) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について（発生可能性：中 / 影響度：低）

当社は、当社の取締役及び従業員等に対するインセンティブを目的として、新株予約権（ストック・オプション）を付与しております。今後、これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。本書提出日現在における、これらの新株予約権による潜在株式数は790,550株であり、発行済株式総数5,315,950株の14.9%に相当しております。

(15) 知的財産権について（発生可能性：低 / 影響度：大）

当社グループは、運営事業に関わる知的財産権の適正な獲得に努めるとともに、第三者の知的財産権を侵害することがないよう法務総務部が主管部署となり、弁理士及び弁護士との連携をすることで必要に応じた対策を講じております。しかしながら、当社グループが認識していない知的財産権が既に第三者で成立しており、これを侵害したことを理由として損害賠償請求や差止請求を受けた場合、当社グループの事業展開に支障が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 訴訟について（発生可能性：低 / 影響度：大）

本書提出日現在において、当社グループとして関与している当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす訴訟手続きはありません。しかしながら、今後の当社グループの事業展開の中で、第三者の権利・利益を侵害したとして損害賠償請求等の訴訟その他の法的手続が行われる可能性があり、その訴訟、その他の法的手続の内容、結果及び損害賠償の金額によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 業績の季節変動について（発生可能性：中 / 影響度：中）

当社グループは、転勤等により人の移動が増加し、サービス提供のピークを迎える3月に売上高が増加する傾向にあるため、通期の業績に占める第1四半期連結会計期間の比重が大きくなっております。また、売上高の小さい四半期においては、販売費及び一般管理費等の経費は固定費として毎四半期、比較的均等に発生するため、営業赤字となることがあります。

このため、特定の四半期業績のみをもって当社グループの通期業績見通しを判断することは困難であり、第1四半期連結会計期間の業績如何によっては通期の業績に影響が生じる可能性があります。

当社グループは、「新生活ラクっとNAVI」によるライフライン（新電力、ガス小売事業者が販売するガス及びインターネット回線）の取り次ぎ、個人向け転貸サービス「ヘヤワリ」、「引越しラクっとNAVI」を拡大していくことにより、季節変動性の緩和を図っていく方針ですが、今後についても第1四半期連結会計期間の売上高が大きくなる傾向は続くことが考えられます。

なお、当連結会計年度における四半期の売上高、営業利益の推移は以下のとおりとなります。

単位	第1四半期 (1～3月)	第2四半期 (4～6月)	第3四半期 (7～9月)	第4四半期 (10～12月)	合計 (通期)
売上高 (千円)	795,378	767,513	496,933	495,220	2,555,046
構成比 (%)	31.1	30.0	19.4	19.4	100.0
営業利益又は営業損失() (千円)	118,007	165,247	67,821	137,573	77,861

(18) 自然災害や新型コロナウイルス感染症について（発生可能性：低 / 影響度：大）

当社グループは、「転勤ラクッとNAVI」及び「引越ラクッとNAVI」においては、引越に伴うサービスを提供しております。これらのサービスは人が引越しをすることにより収益が発生するものであり、天災や紛争、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて人の移動が制約された場合はサービスに対する需要が低下する可能性があります。

当社グループは、安定的な営業収益の確保に努めており、人の移動に関わらず継続的に得られる収益も一定程度有しております。しかしながら人の移動に制約が生じ、その制約が広範囲かつ長期に及ぶ場合には収益機会等が大きく変動し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 特定の販売先への集中について（発生可能性：中 / 影響度：中）

当社グループの主要取引先は、大手インターネットサービスプロバイダであるソフトバンク株式会社となっており、当社の取り扱いサービスにおける当該企業への依存度は高く、受取手数料の単価も他の取り扱いサービスよりも高い状況にあり、2022年12月期において、当社総売上高に占める比率は28.9%となっております。当該企業とは良好な関係を築いており、現時点において取引関係等に支障を来す事象は生じておらず、当社としては今後も継続的な取引が維持されるものと見込んでおります。また、当社といたしましては、当該特定取引先への依存度を下げるべく既存取引先への拡販及び新規取引先の開拓により、リスクの低減に努める方針であります。しかしながら、双方の合意又は当該特定取引先からの解約通知等により継続的取引が維持されなくなった場合や、取引条件の変更が生じる場合等には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも各制限の緩和と政府の経済対策等により、緩やかに景気回復の動きがみられました。一方でウクライナ情勢や円安進行、原材料高騰による物価上昇が懸念される等、依然として先行きは不透明な状況にあります。

当社グループを取り巻く環境につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う人の移動制限が緩和されたことにより、転勤や転居の動きも緩やかに回復しているものと考えられます。

このような状況の下、当社グループは、資本業務提携先である株式会社BluAgeとの相互送客の実現や、シナジーのある企業との営業活動強化により、法人企業向けサービス「転勤ラクッとNAVI」及び不動産会社向けサービス「新生活ラクッとNAVI」のサポート件数が前年を上回る結果となりました。また、クラウド賃貸契約サービスにおいては、法人企業向けの社宅管理サービスである「ワンコイン転貸」に加えて、企業に勤める従業員個人が利用可能な、毎月2,000円（最大2年間）の家賃割引が受けられる「ヘヤワリ」の利用者拡大に注力し、管理戸数が20,000戸を突破いたしました。引越事業者向けサービスである引越しプラットフォーム「HAKOPLA（ハコプラ）」につきましては、案件マッチング数及び引越サポート件数が前期比で減少となりました。当連結会計年度においては、インターネットやライフライン等の取り次ぎ件数、転貸契約戸数が当初予想を下回ったことや、人件費の先行投資を積極的に実施したこと、当初2023年に計画していた東京支店の新設を前倒したことにより当初計画以外の販売費及び一般管理費が増加したことで減益となりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高2,555,046千円（前連結会計年度比7.5%増）、営業利益77,861千円（前連結会計年度比78.3%減）、経常利益77,982千円（前連結会計年度比77.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は50,781千円（前連結会計年度比78.8%減）となりました。

なお、当社グループは、移転者サポート事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は2,575,178千円となり、前連結会計年度末に比べ39,212千円増加しました。これは主に賃貸住宅転貸サービスにおける管理物件の増加に伴い前渡金が298,957千円、流動資産「その他」が22,810千円増加、東京支店の新設に伴う敷金等の支払いや資本業務提携に伴う投資有価証券の取得等により現金及び預金が299,972千円減少したものであります。また、当連結会計年度末における固定資産は885,112千円となり、前連結会計年度末に比べ369,212千円増加しました。これは主に賃貸住宅転貸サービスにおける管理物件の増加に伴い敷金及び保証金が166,218千円、資本業務提携に伴い投資有価証券が106,852千円増加したこと等によるものであります。

この結果、当連結会計年度末における資産合計は3,460,290千円となり、前連結会計年度末に比べ408,425千円増加しました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は1,015,737千円となり、前連結会計年度末に比べ135,966千円増加しました。これは主に賃貸住宅転貸サービスにおける管理物件の増加に伴い前受金が276,035千円増加、未払法人税等が72,136千円減少したこと等によるものであります。また、当連結会計年度末における固定負債は552,035千円となり、前連結会計年度末に比べ215,805千円増加しました。これは主に賃貸住宅転貸サービスにおける管理物件の増加に伴い長期預り金が157,276千円、預り敷金及び保証金が56,518千円増加したこと等によるものであります。

この結果、当連結会計年度末における負債合計は1,567,773千円となり、前連結会計年度末に比べ351,772千円増加しました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は1,892,517千円となり、前連結会計年度末に比べ56,652千円増加しました。これは新株予約権の権利行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ3,946千円増加し、親会社株主に帰属する当期純利益の計上等により利益剰余金が48,707千円増加したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末より299,972千円減少し、1,452,539千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は、10,567千円（前連結会計年度は330,919千円の増加）となりました。これは主に当連結会計年度において税金等調整前当期純利益が77,982千円計上されたこと、賃貸住宅転貸サービスにおける管理物件の増加に伴い前渡金が298,957千円、前受金が276,035千円増加したこと、法人税等の支払額131,274千円の支出があったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は、316,948千円（前連結会計年度は126,219千円の減少）となりました。これは主に賃貸住宅転貸サービスにおける管理物件の増加に伴い、敷金及び保証金の差入による支出が229,686千円、資本業務提携に伴い投資有価証券の取得による支出が106,852千円あったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増加は、6,408千円（前連結会計年度は666,896千円の増加）となりました。これは主に新株予約権の権利行使に伴い株式の発行による収入が7,856千円あったこと等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。なお、当社グループは移転者サポート事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

事業部門の名称	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	金額	前年同期比
不動産会社向けサービス	1,318,613千円	102.4%
法人企業向けサービス	1,097,564千円	112.6%
引越会社向けサービス	138,868千円	120.6%
合計	2,555,046千円	107.5%

(注) 不動産会社向けサービスには「新生活ラクッとNAVI」、法人企業向けサービスには「転勤ラクッとNAVI」「ワンコイン転貸」「ヘヤワリ」が含まれており、引越会社向けサービスには「HAKOPLA(ハコプラ)」「引越しラクッとNAVI」が含まれております。

最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
ソフトバンク株式会社	733,894	30.9	738,956	28.9

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、決算日における財政状態、経営成績に影響を与えるような見積り・予測を必要としております。当社グループは、過去の実績や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り・予測を実施しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらと異なる場合があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載のとおりであります。

また、連結財務諸表作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表等 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度においては、法人企業等及び不動産事業者向けの移転者サポートサービスの着実な利用拡大に注力し、不動産会社向けサービス「新生活ラクッとNAVI」は新型コロナウイルスの影響を受けたものの、提携社数は138社増加しました。法人企業向けサービス「転勤ラクッとNAVI」においては、登録社数が361社増加、サポート件数は3,994件増加した結果となりました。また、引越事業者向けサービスである引越しプラットフォーム「HAKOPLA(ハコプラ)」につきましては、案件マッチング数が336件減少、引越サポート件数が572件減少する結果となりました。

当連結会計年度の経営成績等の分析、検討内容は以下のとおりであります。

(売上高)

当連結会計年度における売上高は、2,555,046千円(前期比7.5%増)となりました。これは主に「新生活ラクッとNAVI」における登録社数が1,192社(同138社増)に増加、主要サービスのサポート件数が316,149件(同14.1%増)に増加し、「転勤ラクッとNAVI」における登録社数は2,893社(同361社増)、主要サービスのサポート件数が33,922件(同13.3%増)に増加したことによるものでございます。引越しにつきましては、サポート件数は減少したものの売上高は前年を上回る結果となりました。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度における売上原価は、329,651千円(前期比0.9%増)となりました。その主な内訳は、「新生活ラクッとNAVI」における不動産事業者のサービス依頼者に対するサービス利用者の依頼又は成約に応じた紹介手数料等が244,178千円(前期比7.6%減)、「転勤ラクッとNAVI」における販売代理店に対する外注費等が73,752千円(同36.1%増)、その他原価が11,721千円(同45.0%増)であります。

以上の結果、売上総利益は2,225,394千円(同8.5%増)となり、売上総利益率は87.1%となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、2,147,533千円(前期比27.0%増)となり、前連結会計年度に比べ456,961千円増加しました。これは主に、事業拡大に対応するための人員増加及び代理店施策に対応するための人員増加、並びに東京支店新設によるものです。

以上の結果、営業利益は77,861千円(同78.3%減)となり、営業利益率は3.0%となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当連結会計年度における営業外収益は、121千円となりました。これは主に取引先から受け取ったギフトカード等によるものであります。営業外費用の発生はありませんでした。

以上の結果、経常利益は77,982千円(前期比77.5%減)となり、経常利益率は3.1%となりました。

(特別利益、特別損失、法人税等、親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における特別利益及び特別損失の発生はありませんでした。また、法人税、住民税及び事業税(法人税等調整額含む)は27,201千円となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は50,781千円(前期比78.8%減)となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析

当社グループのキャッシュ・フローの状況の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループにおける主な資金需要は、事業規模の拡大に係る人件費、システム開発費用、賃貸物件転貸サービスにおける敷金及び保証金の差し入れとなります。事業活動に必要な資金は、自己資金又は金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等による資金調達を考えております。なお、本書提出日現在において当社グループは、無借金であり、事業活動に必要な資金は自己資金で確保できているため、健全な財政体制であると判断しております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営者は、当社グループが今後さらなる成長と発展を遂げるためには、厳しい環境の中で様々な課題に対処していくことが必要であると認識しており、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、事業運営に努めて参ります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、移転者サポート事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

当連結会計年度の設備投資の主な内容は、転貸管理システム等のソフトウェアの新規取得を行い、設備投資総額は72,374千円となりました。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2022年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物附属設備 (千円)	器具及び備品 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
東京本社 (東京都港区)	移転者サ ポート事業	本社機能及 び業務施設	2,228	3,318	132,877	138,424	103
大阪支店 (大阪府大阪市北区)		支店機能及 び業務施設	5,476	-	-	5,476	15
東京支店 (東京都豊島区)			3,982	341	-	4,323	16

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「建物附属設備」には、資産除去債務に対応する除去費用を含めており、「その他」は、車両運搬具、無形固定資産の合計であります。

3. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者を含んでおりません。

4. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料(千円)
東京本社 (東京都港区)	移転者サポート事業	本社機能及び業務施設	89,838
大阪支店 (大阪府大阪市北区)		支店機能及び業務施設	12,314
東京支店 (東京都豊島区)			10,118

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等は次のとおりであります。

2022年12月31日現在

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	東京都 港区	移転者サ ポート事 業	業務基幹 システム 等	58,310	16,810	自己資金	2022年 1月	2023年 12月	(注)
			法人企業向 けサービス システム	34,500	12,000		2022年 6月	2023年 6月	
				27,546	14,046		2022年 10月	2023年 12月	

(注)完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	19,120,000
計	19,120,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年3月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,315,950	5,315,950	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。
計	5,315,950	5,315,950	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2023年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

a.第1回新株予約権

決議年月日	2018年12月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 社外協力者 2
新株予約権の数(個)	5,900 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 295,000 (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400 (注)3、6
新株予約権の行使期間	2022年4月1日から2030年12月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 402 資本組入額 201 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.本新株予約権は、新株予約権1個につき120円で有償発行しております。

2.本新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、2020年12月期及び2021年12月期において、当社の連結損益計算書（当社が連結財務諸表を作成していない場合には損益計算書）における営業利益が180百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することが出来る。
- (2) 上記(1)に拘わらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
 - (a) 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」において定められた行使価額を下回る対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。
 - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で行われた場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回る価格となったとき。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社は第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。
- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社（以下「当社等」という。）の取締役、監査役、従業員又は当社等と契約関係にある顧問・業務委託先の外部協力者であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (7) その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5)新株予約権を行使することが出来る期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することが出来る期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することが出来る期間の末日までとする。
 - (6)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (7)その他新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
 - (8)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 6.2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月9日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

b. 第2回新株予約権

当社は、ストック・オプション制度に準じた制度として、第2回新株予約権を発行しております。

当社の代表取締役社長である鹿島秀俊は、当社の企業価値の増大を図ることを目的として、現在及び将来の当社及び子会社・関連会社（以下「当社グループ」）の取締役及び従業員（以下「役職員」）向けのインセンティブ・プランとして、2018年12月21日開催の臨時株主総会決議に基づき、2018年12月26日付で株式会社東京ユナイテッドを受託者として「新株予約権信託」（以下「本信託（第2回新株予約権）」という。）を設定しており、当社は本信託（第2回新株予約権）に基づき、株式会社東京ユナイテッドに対して、第2回新株予約権を発行しております。

本信託（第2回新株予約権）は、当社グループの役職員を対象として、当社グループに対する貢献度等に応じて株式会社東京ユナイテッドが受益者適格要件を満たすものに対して、第2回新株予約権7,400個（本書提出日現在1個当たり50株相当）を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社グループの役職員に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることが出来るようにするとともに、将来の当社グループの役職員に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第2回新株予約権の分配を受けた者は、当該第2回新株予約権の発行要項及び取り扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託（第2回新株予約権）は1つの契約（A01乃至A05）により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

決議年月日	2018年12月21日
名称	新株予約権信託
委託者	鹿島 秀俊（当社代表取締役社長）
受託者	株式会社東京ユナイテッド
受益者	受益者適格要件を満たす者（受益者確定事由の発生後、一定の手続きを経て存在するに至ります。）
信託契約日（信託契約開始日）	2018年12月26日
信託の種類と新株予約権数（個）	(A01) 740 (A02) 1,110 (A03) 1,480 (A04) 1,850 (A05) 2,220
信託期間満了日	本信託が目的（受益者への本新株予約権の引渡し）を達したとき又は受託者が本新株予約権を保有しなくなったときのいずれか早いときに終了となっております。
信託の目的	当初、委託者から受託者に対して金銭が信託されましたが、受託者による第2回新株予約権の引受け、払い込みにより、現時点でA01～A05までのそれぞれにつき、第2回新株予約権7,400個（本書提出日現在1個当たり50株）が信託の目的となっております。
受益者適格要件	(1) 委託者・受託者又はその親族でないこと。 (2) 交付日時点において、当社グループの役職員であること。

第2回新株予約権の概要は以下のとおりであります。

決議年月日	2018年12月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	受託者 1
新株予約権の数(個)	7,296 [7,271] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 364,800 [363,550] (注)3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400 (注)4、7
新株予約権の行使期間	2022年4月1日から2030年12月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 402 資本組入額 201 (注)7
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき120円で有償発行しております。

2. 新株予約権は、株式会社東京ユナイテッドを受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社の取締役及び従業員並びに子会社・関連会社の取締役及び従業員のうち指定された者に交付されます。
3. 本新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

4. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使出来ることとする。
- (2) 本新株予約権者は、2020年12月期及び2021年12月期において、当社の連結損益計算書(当社が連結財務諸表を作成していない場合には損益計算書)における営業利益が180百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することが出来る。
- (3) 上記(1)に拘わらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
 - (a) 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」において定められた行使価額を下回る対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。)

- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回る価格となったとき。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社は第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。
- (4) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社（以下「当社等」という。）の取締役、監査役、従業員又は当社等と契約関係にある顧問・業務委託先の外部協力者であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (5) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (7) 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。
6. 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）3 に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）4 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することが出来る期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することが出来る期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することが出来る期間の末日までとする。
 - (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (7) その他新株予約権の行使の条件
上記（注）5 に準じて決定する。
 - (8) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月9日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

c.2020年第1回新株予約権

決議年月日	2020年3月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 1 社外協力者 2
新株予約権の数(個)	800 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 40,000 (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	960 (注)3、6
新株予約権の行使期間	2022年4月1日から2030年4月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 962 資本組入額 481 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.本新株予約権は、新株予約権1個につき120円で有償発行しております。

2.本新株予約権を割当ての日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

3.新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4.新株予約権の行使の条件

(1)本新株予約権者は、2020年12月期及び2021年12月期において、当社の連結損益計算書(当社が連結財務諸表を作成していない場合には損益計算書)における営業利益が250百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することが出来る。

(2)上記(1)に拘わらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。)

(b)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で行われた場合を除く。)

- (c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回る価格となったとき。
 - (d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社は第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。
 - (3)本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社（以下「当社等」という。）の取締役、監査役、従業員又は当社等と契約関係にある顧問・業務委託先の外部協力者であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (4)本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (5)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (6)本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - (7)その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。
- 5.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定する。
 - (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5)新株予約権を行使することが出来る期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することが出来る期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することが出来る期間の末日までとする。
 - (6)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (7)その他新株予約権の行使の条件
上記（注）4に準じて決定する。
 - (8)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 6.2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月9日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

d.2020年第2回新株予約権

決議年月日	2020年3月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 38 (注)1
新株予約権の数(個)	1,815 [1,775] (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 90,750 [88,750] (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	960 (注)3、6
新株予約権の行使期間	2022年3月26日から2030年3月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 960 資本組入額 480 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1.付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員32名となっております。

2.本新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3.新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4.新株予約権の行使の条件

- (1)新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位を有していなければならない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2)当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- (3)新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- (4)新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5)本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (6)その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。

5.組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することが出来る期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することが出来る期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することが出来る期間の末日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) その他新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準じて決定する。

(8) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6.2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月9日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2018年12月20日 (注)1	89,100	90,000	-	9,000	-	-
2018年12月26日 (注)2	4,100	94,100	41,000	50,000	41,000	41,000
2020年4月6日 (注)3	1,500	95,600	36,000	86,000	36,000	77,000
2021年6月9日 (注)4	4,684,400	4,780,000	-	86,000	-	77,000
2021年9月27日 (注)5	478,000	5,258,000	307,832	393,832	307,832	384,832
2021年10月27日 (注)6	40,900	5,298,900	26,339	420,171	26,339	411,171
2022年1月1日～ 2022年12月31日 (注)7	17,050	5,315,950	3,946	424,117	3,946	415,117

(注)1.株式分割(1:100)によるものであります。

- 2.有償第三者割当増資 4,100株
発行価格 20,000円
資本組入額 10,000円
主な割当先 株式会社ベクトル他
- 3.有償第三者割当増資 1,500株
発行価格 48,000円
資本組入額 24,000円
主な割当先 株式会社三好不動産、Apaman Network株式会社、株式会社ハートインターナショナル他
- 4.株式分割(1:50)によるものであります。
- 5.有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格 1,400円
引受価額 1,288円
資本組入額 644円
払込金総額 615,664千円
- 6.有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
割当価格 1,288円
資本組入額 644円
割当先 S M B C 日興証券株式会社
- 7.新株予約権の行使による増加であります。

(5)【所有者別状況】

2022年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	3	21	36	14	6	833	913	-
所有株式数 (単元)	-	216	844	7,427	1,561	41	43,059	53,148	1,150
所有株式数 の割合 (%)	-	0.4	1.6	14.0	2.9	0.1	81.0	100.0	-

(6)【大株主の状況】

2022年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
鹿島 秀俊	東京都三鷹市	2,385,000	44.86
横川 尚佳	東京都中央区	1,485,000	27.93
株式会社ベネフィット・ワン	東京都新宿区西新宿3丁目7番1号	455,000	8.56
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUF G証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー)	134,400	2.53
株式会社三好不動産	福岡県福岡市中央区今川1丁目1番1号	30,000	0.56
株式会社 NPA JAPAN	東京都渋谷区桜丘町17番6号 渋谷共栄ビル6階	25,000	0.47
中島 謙一郎	東京都品川区	25,000	0.47
株式会社イナミコーポレーション	愛媛県西条市ひうち6番12号	25,000	0.47
株式会社エム・ジェイホーム	滋賀県長浜市八幡東町96番1号	25,000	0.47
SBSホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿8丁目17番1号	20,000	0.38
株式会社タカラレンタックスグループホールディングス	大阪府大阪市東淀川区豊里2丁目25番8号	20,000	0.38
ApamanNetwork株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館	20,000	0.38
株式会社ハート・インターナショナル	東京都千代田区神田須田町1丁目5番10号 相鉄万世橋ビル7F	20,000	0.38
計	-	4,669,400	87.84

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2022年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,314,800	53,148	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。 また、1単元の株式数は 100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,150	-	-
発行済株式総数	5,315,950	-	-
総株主の議決権	-	53,148	-

【自己株式等】
該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2023年2月20日)での決議状況 (取得期間 2023年2月21日~2023年9月30日)	100,000	130,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	20,100	17,027,800
提出日現在の未行使割合(%)	79.90	86.90

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年3月1日から有価証券報告書提出日までの株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他()	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	20,100	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2023年3月1日から有価証券報告書提出日までの株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社グループは現在成長過程にあり、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の確保を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施していません。今後の配当方針については、将来の事業展開及び財務基盤強化に必要な内部留保の確保を優先し、当面は無配を予定しておりますが、一方で、株主への利益還元も重要な経営課題として認識しており、今後の経営成績及び財政状態を勘案し、利益配当についても検討して参ります。なお、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を行うことが出来る旨及び上記の他に基準日を定めて剰余金の配当を行うことが出来る旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当、期末配当共に取締役会であります。なお、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることが出来る」旨を定款に定めております。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針等を考慮し無配としております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

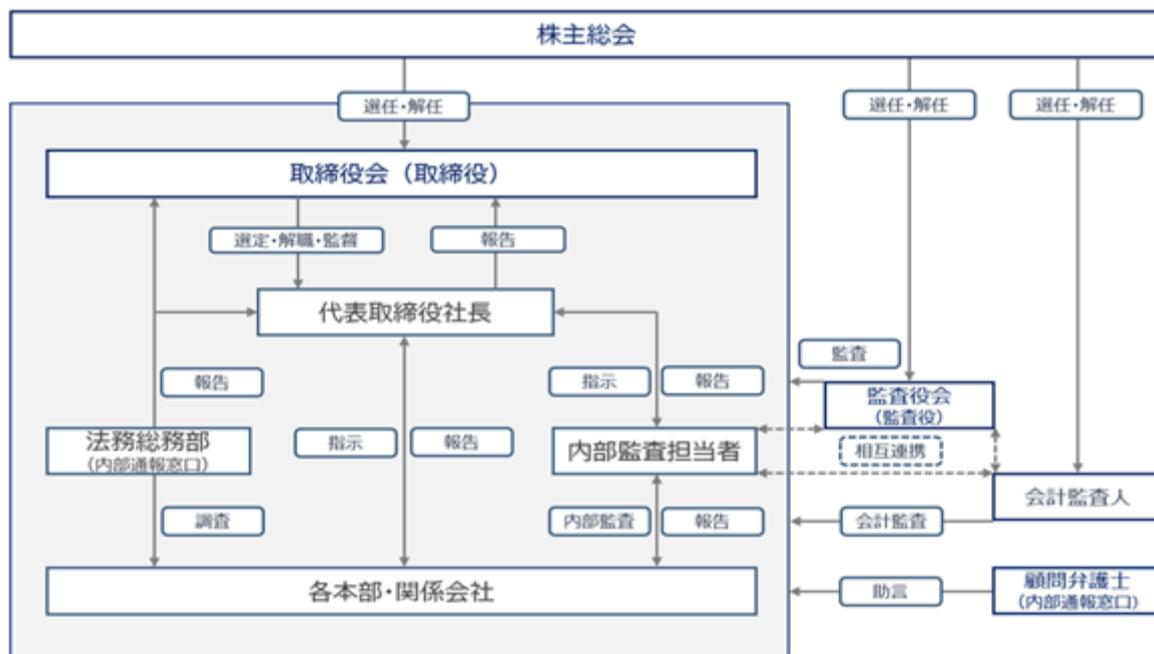
当社は、公正で透明性の高い経営を行い、企業価値を継続的に高め企業の社会的責任を果たし、当社のすべてのステークホルダー（利害関係者）から信頼を得ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。また、コンプライアンスの徹底を図るとともに、積極的かつ迅速な情報開示による透明性・健全性の向上と効率経営を実現するための施策並びに組織体制の継続的な改善・強化に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は会社法上の機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。また、代表取締役社長が事業本部より1名、経営管理本部より1名の内部監査担当者を指名し、事業本部の内部監査担当者が経営管理本部を監査し、経営管理本部の内部監査担当者が事業本部を監査するクロス監査の実施により、経営に対する監督の強化を図っております。さらに、必要に応じて、弁護士等の外部専門家の助言及び指導を頂くことで、コーポレート・ガバナンス体制を補強しております。

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



a．取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長 鹿島秀俊が議長を務め、常務取締役 横川尚佳、取締役 楠武史、社外取締役 岡本泰彦の取締役4名（うち社外取締役1名）で構成され、法令及び定款の決議事項を含め、会社経営全般に関わる基本方針を審議・決定することを目的として設置し、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事等に関する意思決定を行っております。取締役会は、原則として毎月1回開催の定時取締役会の開催に加え、決議を要する重要案件が発生した際には臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、十分な議論を尽くし、迅速な経営判断と客観性の高い経営監督機能の発揮に努めております。

b．監査役会及び監査役

当社の監査役会は、常勤監査役 萩原伸朗、非常勤監査役 土谷環、山本有未の監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されており、ガバナンスのあり方や取締役の業務の執行状況や財産状況に関する日常的経営活動の監査を行うことを目的として設置し、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。監査役会は原則として毎月1回の定時監査役会の開催に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は取締役会その他の重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、会計監査人の会計監査の把握や内部監査の状況を把握し、定期会合での情報共有により監査の実効性の確保に努めております。

c. 内部監査担当者

当社は経営診断の見地から社内規程や関連法令の遵守、業務改善の向上、不正、誤謬の未然防止を目的として代表取締役社長直轄の内部監査担当者として、事業本部より1名、経営管理本部より1名を配置しております。

業務監査は、合法性と合理性の観点から公正かつ独立の立場で全部署に対して実施しておりますが、内部監査担当者は、自己監査とならないようにクロス監査を採用しており、事業本部の監査担当者は経営管理本部を監査し、経営管理本部の監査担当者が事業本部を監査しております。

内部監査担当者は代表取締役社長に対して監査結果を報告した上で、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。更に内部監査担当者、監査役及び会計監査人は、定期的なミーティングを開催し、それぞれの監査を踏まえた意見交換を行うとともに、必要に応じて都度情報を共有し、三者間で連携を図ることにより三様監査の実効性を高めております。

d. 会計監査人

当社は、Mooreみらい監査法人と監査契約を締結し、通常の会計監査に加え、重要な会計的課題について随時相談・検討を実施しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の指定有限責任社員・業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

ロ. 当該体制を採用する理由

当社は取締役会において当社事業に精通した取締役が経営の基本方針や重要な業務の執行について法令や規程に則った意思決定を行う一方、社外監査役にて構成されている監査役会において、客観的な監督を行うこと及び常勤監査役が重要な会議に定期的に出席することで、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることが可能となると考え、当該体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。

イ. 内部統制システムの整備状況

コーポレート・ガバナンスを維持していくうえで、業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の確保・整備は、経営上必要なプロセスであると認識しており、次のとおり内部統制システムの基本方針を定めております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令及び定款に適合すべく社内規程の見直しを随時行い、必要に応じ社内教育を実施し、使用人による業務執行に対する意識を高める。
- (2) 「取締役会規程」、「就業規則」その他の社内規程において、業務の適正な執行に対する体制を定義する。
- (3) 法令遵守体制を堅持するために、使用人は、誓約書に署名捺印をもって提出するものとする。
- (4) 内部通報制度を構築し、法令及び定款遵守の推進については、役員及び社員等が、それぞれの立場で自らの問題として捉え業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。
- (5) 代表取締役社長直轄の内部監査担当者を配置し、「内部監査規程」に基づき、各部門と連携の上、業務執行の適法性を監査する。また、これらの活動は定期的に代表取締役社長及び監査役会に報告する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社グループは、法令をはじめ、「文書管理規程」「機密保持規程」その他社内規程に基づき、情報の保存・管理を行う。
- (2) 代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する全社的な統括を行う責任者を取締役より任命する。
- (3) 経営管理本部担当役員は、取締役の職務執行に係る情報を社内規程に基づいて記録として保存・保管する。
- (4) 保管される記録は、随時、取締役、監査役が閲覧可能な検索性の高い状況で保存・保管する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループの業務執行に係るリスクについて、その未然防止及び迅速な対処を行うことを目的として、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定し、リスク管理の方針、体制並びにリスク発生時の対応等を明確化する。
- (2) 内部監査担当者による内部監査を通じて各組織の内部管理体制及びその適正性・有効性を検証・評価し、改善を促すことでリスク管理体制の適正性を確保する。
- (3) 財務報告に係る内部統制について、社内の責任体制等を明確にし、財務報告の信頼性を確保する。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会を月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (2) 業務執行取締役は、当会社業務をそれぞれ所管し、適切に進捗状況を確認し、業務執行に関する効率化を図る。
- (3) 業務運営については、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画及び年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。
- (4) 各本部は、その目標達成に向けて具体的な施策を立案し実行する。
- (5) 効率的な職務執行のため、「組織規程」、「職務権限規程」により必要な職務の範囲及び権限を明確にする。
- (6) 環境変化に対応するため、機動的な組織変更を実施する。

e. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督する。
- (2) 子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において取締役会の承認を得る又は報告を行う。
- (3) 内部監査担当者は「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を行う。
- (4) 監査役は「監査役監査基準」に基づき、取締役及び使用人から子会社管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料の閲覧を行うものとする。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、監査役を補助すべき使用人は、内部監査担当者とする。

g. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

内部監査担当者に対する人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役の事前の同意を得るものとする。

h. 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査業務に必要な指揮命令権を有する。

i. 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、法令及び社内規程に従い、直ちに監査役に報告する。
- (2) 認識するリスクに対して内部監査担当者による内部監査を行い、内部監査担当者は、その結果を監査役会に報告する。

j. 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に準じ、当該報告をした者に対し、解雇その他いかなる不利益取り扱いの禁止の他、職場環境等が悪化することのないような措置を講ずる。

k. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
- (2) 緊急又は臨時の支出が必要となった費用の前払い、及び支出した費用の償還を会社に請求する事が出来る。
- (3) 監査費用の支出については、効率性及び適正性に留意する。

l. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の実効性を確保するため、「監査役監査基準」、「監査役会規程」を制定する。
- (2) 監査役は、取締役会の他、会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する。
- (3) 会社の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める。
- (4) 内部監査と監査役監査の連携の意義・目的を十分理解し、内部監査と監査役監査の連携及び相互補完を図る。

m. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について

当会社グループでは、反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、「反社会的勢力対応規程」を制定しており、反社会的勢力に対し毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにすることを基本的な考え方としており、リスクマネジメントを担当する部門に統括機能を設置し、情報の集約化を図るとともに、イントラネット上で対応マニュアル等の整備を行っている。また、地元警察署との連携や反社会的勢力排除を推進する団体に加盟する等、外部情報の収集や外部団体との連携をしている。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理に関して、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定め、法務総務部を主管部門としてリスク管理体制を構築しております。業務上発生する可能性がある各種リスクを把握し、適切に対処すべく、継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでおります。

また、内部通報制度を設け、コンプライアンスに抵触する事態の発生の早期発見、解決に取り組んでおります。当社の役職員等は本制度を通じてコンプライアンス違反等の事実が生じているか、又は生じようとしていることを社内外に設けた通報窓口に通報することができます。

ハ. 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備としましては「関係会社管理規程」に基づき、子会社における業務の適正性を管理出来る体制としております。

子会社への役員の出向並びに業績及び経営課題に関する報告を通じて、子会社の経営状況を把握し、適宜指導を行う体制を構築しております。当社の取締役会においては、子会社の業務執行状況について報告、討議を行い、適宜適切な対応を実施しております。

また、子会社に対して当社の内部監査担当者及び監査役が直接監査を実施することが出来る体制としております。

ニ. 取締役の定数

取締役の定数は7名以内、監査役の定数は5名以内とする旨を定款で定めております。

ホ. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、株主総会において、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

ヘ. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議の要件について、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

ト．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することが出来る旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的としております。

チ．剰余金の配当等の決定機関

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことが出来る旨を定款に定めております。また、当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことが出来る旨を定款に定めております。これらは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

リ．取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）又は監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することが出来る旨を定款に定めております。これらは、取締役又は監査役が職務遂行に当たり期待されている役割を十分に発揮出来るようにするためであります。

又．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役・社外監査役ともに法令が定める最低限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

ル．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社役員（取締役及び監査役）並びに管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社訴訟、株主代表訴訟等により被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償等の損害が填補されることとなります。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性5名 女性2名 (役員のうち女性の比率28.6%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	鹿島 秀俊	1978年9月20日生	2007年5月 株式会社インクストゥエンター入社 2009年5月 当社創業 同 専務取締役 2013年1月 同 代表取締役社長(現任) 2018年2月 株式会社リベロビジネスサポート代表取締役	(注)4	2,385,000
常務取締役 経営管理本部長	横川 尚佳	1978年6月26日生	2007年5月 株式会社インクストゥエンター入社 2009年5月 当社創業 同 常務取締役経営管理本部長(現任)	(注)4	1,485,000
取締役 事業本部長	楠 武史	1977年6月26日生	2014年1月 当社入社 同 営業本部長 2018年1月 同 執行役員 2018年12月 同 取締役事業本部長(現任) 2019年4月 株式会社リベロビジネスサポート代表取締役(現任)	(注)4	-
取締役	岡本 泰彦	1961年4月6日生	1985年4月 株式会社広島銀行入行 1988年10月 株式会社文化倶楽部入社 1993年9月 株式会社パワーズインターナショナル(現 ライク株式 会社)設立 代表取締役社長 2009年12月 ジェイコム株式会社(現・ライクスタッフィング株式 会社)代表取締役社長 2009年12月 株式会社サクセスアカデミー(現・ライクキッズ株式 会社)取締役 2010年6月 ジェイコム株式会社(現・ライクスタッフィング株式 会社)代表取締役会長 2014年1月 株式会社サンライズ・ヴィラ(現・ライクケア株式 会社)取締役会長 2014年6月 ジェイコム株式会社(現・ライクスタッフィング株式 会社)代表取締役会長兼社長 2015年6月 株式会社サンライズ・ヴィラ(現・ライクケア株式 会社)代表取締役会長兼社長 2015年8月 サクセスホールディングス株式会社(現 ライクキ ッズ株式会社)代表取締役会長 2016年6月 ジェイコム株式会社(現 ライクスタッフィング株式 会社)代表取締役会長 2017年1月 株式会社サンライズ・ヴィラ(現 ライクケア株式 会社)取締役会長(現任) 2020年3月 当社 取締役(現任) 2020年8月 ライクスタッフィング株式会社 取締役会長(現任) 2020年8月 ライクキッズ株式会社 取締役会長(現任) 2022年6月 ライク株式会社 代表取締役会長兼社長(現任)	(注)4	-
常勤監査役	萩原 伸朗	1953年4月1日生	1971年4月 日本航空株式会社入社 1976年4月 日本製靴株式会社(現 株式会社リーガルコーポレー ション)営業担当 1999年4月 同 総務部企業法務担当 2011年6月 同 監査役 2019年7月 当社 監査役(現任)	(注)5	-
監査役	土谷 環	1968年11月12日生	1993年4月 モルガン・スタンレー証券株式会社入社(現 モルガ ン・スタンレーMUFG証券株式会社) 2004年1月 アーバン・アセットマネジメント株式会社入社 2005年1月 楽天株式会社入社 2007年1月 株式会社新生銀行入行 2010年4月 リエゾン・マネジメント株式会社代表取締役(現任) 2018年12月 当社 監査役(現任)	(注)5	2,500
監査役	山本 有未	1983年5月19日生	2010年12月 弁護士登録(東京弁護士会) 2012年6月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社入社 2015年10月 中村好伸法律事務所入所 2022年3月 当社 監査役(現任)	(注)6	-
計					3,872,500

(注)1. 取締役岡本泰彦は、社外取締役であります。

2. 監査役萩原伸朗、土谷環及び山本有未は、社外監査役であります。

3. 監査役山本有未の戸籍上の氏名は、増田有未であります。

- 4 . 2022年12月期に係る定時株主総会の終結の時から、2023年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 . 2021年5月31日開催の臨時株主総会終結の時から、2024年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 6 . 2021年12月期に係る定時株主総会の終結の時から、2024年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

社外役員の状況

(a) 社外取締役及び社外監査役の員数

当社は、社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。

(b) 社外取締役及び社外監査役と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係

社外取締役岡本泰彦は、東証プライム上場会社であるライク株式会社の代表取締役会長兼社長であり、同氏が取締役会長を兼任するライク株式会社及びライクスタッフィング株式会社と当社の間には、ライク株式会社が当社の法人企業等向けサービスである「転勤ラクッとNAVI」を利用しており、当社がライクスタッフィング株式会社の人材派遣サービスを利用する取引関係がありますが、取引の規模は僅少であり、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと考えております。なお、ライクスタッフィング株式会社の人材派遣サービスについては、2020年4月以降、人材派遣依頼はしないこととしております。また、同氏は当社の新株予約権500個（普通株式25,000株相当）及び同氏が実質的に支配している会社である有限会社マナックスで、当社株式10,400株を所有しておりますが比率としては僅少であり、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと考えております。

社外監査役萩原伸朗と当社との間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役土谷環は、当社株式2,500株及び新株予約権50個（普通株式2,500株相当）を保有しておりますが比率としては僅少であり、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと考えております。それ以外に、当社との間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役山本有未と当社との間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

(c) 社外役員の独立性の基準

当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役を選任しており、経営の独立性を確保していると認識しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役岡本泰彦は上場会社の経営者として企業経営等に関する幅広い知見を活かし、経営全般に対して、リスクマネジメントの観点から積極的に意見・提言等を行うとともに、必要に応じて経営陣に適宜報告を求める等、監督機能の役割を果たしております。

社外監査役は、会計監査人及び内部監査担当と定期的に情報交換を行っており、また、必要に応じて監査役会への出席を求め相互の関係が図られております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は、常勤社外監査役1名、非常勤監査役2名で構成され、全員が社外監査役であります。

当社の監査役監査は、監査役監査計画において定められた内容に基づき監査を行い、取締役会及びその他の会議の出席や、重要書類を閲覧し、取締役の職務執行及び意思決定についての適正性を監査する他、定期的に業務執行取締役との意見交換及び内部監査担当者との意見交換を実施することで、業務執行取締役の職務執行を不足なく監査出来る体制を確保しております。監査役会は原則として月1回開催し、情報共有を図っております。当社は監査役3名の全員を社外監査役とすることで、経営への監視機能を強化しております。

当事業年度において開催された監査役会のうち、個々の監査役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数（出席率）
萩原 伸朗（常勤監査役）	13	13（100％）
土谷 環（非常勤監査役）	13	13（100％）
山本 有未（非常勤監査役）	10	10（100％）

監査役会における主な検討事項として、取締役会及び代表取締役社長に対し、監査計画並びに監査の実施状況結果について適宜報告し、また代表取締役社長とは定期的な会議を行うことで、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題について意見交換を行い、加えて、必要に応じて取締役や使用人に対し、主要な稟議書や業務執行に関する重要な文書を閲覧し、その説明を求めることにより、業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しております。

監査役と会計監査人は、会計監査及び業務監査結果を共有し、積極的な連携により監査の品質向上及び効率化に努めております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携して会社の内部統制状況について監視するとともに、問題点の把握・改善勧告を行い、監査機能がより有効適切に機能するよう努めております。

また、常勤監査役の活動として監査役会が定めた監査の方針、職務の分担、監査基準等に従い、取締役、内部監査担当者その他使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、代表取締役社長や取締役へ適宜ヒアリングを行い、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社や支店において業務及び財産の状況を調査しました。さらに内部統制システムについて取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。会計監査人からは、事前に監査計画や重点領域等の説明を受け、協議を行うとともに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監査及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求める等の活動をしております。

監査役会は当事業年度において、本社各部門及び支店における内部統制システムの整備・運用状況に重点を置き取り組みました。社内規程の整備状況をモニタリングするとともに、社内の稟議の起案・決裁状況についても監査することで、安定的に内部統制が運用されているかを確認し、課題がある場合には改善に向けた提言等を行っております。

内部監査の状況

a. 組織・人員及び手続

当社の内部監査は、代表取締役社長が事業本部より1名、経営管理本部より1名の内部監査担当者を指名し、事業本部の内部監査担当者が経営管理本部を監査し、経営管理本部の内部監査担当者が事業本部を監査するクロス監査を実施しております。代表取締役社長からの指示により必要な監査・調査を定期的実施し、業務執行の妥当性・効率性やリスク管理体制の遵守・整備状況などを幅広く検証しております。その結果を代表取締役社長に報告し、その後の進捗管理を行うなどその機能の充実に日々努め、これを経営に反映させております。内部監査担当者の人員は2名ではありますが、内部監査規程に基づき、必要に応じて内部監査担当者以外の従業員を臨時に監査担当者に任命でき、支援可能な体制を構築しております。

b. 内部監査、監査役監査及び会計監査と内部統制部門との相互連携

内部監査担当者は、内部監査報告書を都度監査役に共有し、内部監査への監査役の立ち会いの他、毎月1回程度、常勤監査役との間で情報共有ミーティングを開催し、相互に監査実績の共有を行い意見交換しております。また、内部監査担当者、会計監査人及び監査役においては、定期的にミーティングを実施し、それぞれの監査の状況について報告、意見交換を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

4年間

c. 業務を執行した公認会計士

三井 勇治

古川 譲二

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名

その他 9名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することが出来る一定の規模を持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断しております。また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有すること及び必要な専門性を有することについて確認しております。これらを総合的に検討した結果、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、適正な監査が可能であると判断したため選定しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、会計監査人について、事前の計画、監査方法、監査時間及び監査実施体制の妥当性を評価基準として、評価を実施しております。

なお、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツについては、日本監査役協会「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」による確認を行った結果、独立性・専門性ともに問題はなく、当社の会計監査人として適切であると評価しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第14期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日） 有限責任監査法人トーマツ

第15期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日） Mooreみらい監査法人

なお、臨時報告書(2023年3月1日提出)に記載した事項は次のとおりであります。

ア. 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

・選任する監査公認会計士等の名称

Mooreみらい監査法人

・退任する監査公認会計士等の名称

有限責任監査法人トーマツ

イ. 当該異動の年月日

2023年3月24日

ウ. 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2021年5月31日

エ. 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

オ．当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、2023年3月24日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。現在の会計監査人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えています。

しかしながら、監査報酬は近年増加傾向にあり、次期以降も監査報酬の負担が増加していくことが想定されるため、当社の事業規模に照らした監査報酬の水準等について総合的に検討した結果、Mooreみらい監査法人が会計監査人候補者として適任であると判断し、会計監査人として選任する議案内容を決定いたしました。

カ．上記（オ）の理由及び経緯に対する意見

・退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

・監査役会の意見

監査役会の検討経緯と結果に則った内容であり、妥当であるとの回答を得ております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前連結会計年度		当連結会計年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
31,000	2,000	28,500	-

(注) 前連結会計年度の非監査業務に基づく報酬は、当社の東京証券取引所マザーズ市場(現 グロース市場)への新規上場に係るコンフォートレター作成業務であります。

b. 監査公認会計士と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士に対する監査報酬の決定方針は、当社の規模・業務の特性等に基づいた監査日数・要員数等を総合的に勘案し、当社及び監査法人の両社で協議を行い、報酬額を決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等について、当社の事業規模や事業内容に鑑み適切であるかどうか必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年9月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ．取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る基本方針

取締役の報酬が、経営責任の明確化及び企業価値の持続的な向上へのインセンティブとして機能するよう、株主利益との連動を念頭に置いた報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定は、各職責に応じた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、金銭報酬である月額固定報酬及び業績連動報酬たる決算賞与並びに非金銭報酬であるストックオプションとで構成する。

ロ．金銭報酬に関する個人別の報酬等の額に係る決定方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

月額固定報酬は、当社グループの業績（連結営業利益を指標とする。以下、同様とする。）及び担当業務における各取締役の貢献・実績に基づき、役位・職責、当社の連結業績その他会社の業績等を総合的に勘案して報酬等の額の算定を行い、下記「へ．取締役の個人別の報酬等の額に係る決定方法」に従い決定するものとする。

ハ．業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬たる決算賞与については、当社グループの業績が著しく向上し、期初計画を上回る連結営業利益を計上した場合において、役位・職責、当社の業績等を総合的に勘案して額の算定を行い、下記「へ．取締役の個人別の報酬等の額に係る決定方法」に従い決定するものとする。なお、決算賞与を支給する場合は、年1回定時株主総会后に支給するものとする。

ニ．非金銭報酬等の内容及び額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬たるストックオプションの支給する数については、役位・職責、在任年数に応じて、他社水準や経済情勢を考慮しながら総合的に勘案し、下記「へ．取締役の個人別の報酬等の額に係る決定方法」に従い決定し、一定の時期に支給するものとする。

ホ．金銭報酬の額、非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬である月額固定報酬及び業績連動報酬たる決算賞与並びに非金銭報酬であるストックオプションの種類ごとの比率については当面は定めないこととするが、当社と同程度の事業規模又は関連する業種・業態に属する企業を参考とする。

ヘ．取締役の個人別の報酬等の額に係る決定方法

個人別の報酬等の額は、取締役報酬に関する内規に従い、代表取締役が起案のうえ、取締役会の決議により決定するものとする。なお、取締役会での決議に先立っては、代表取締役は社外取締役及び監査役会に意見を求め、意見がある場合にはその意見を踏まえた上で起案する。

なお、当社の役員の報酬に関する株主総会決議年月日は、取締役・監査役ともに2022年3月25日であり、その内容は以下のとおりであります。

（取締役報酬）

- ・年額200百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）とし、役員賞与を含むものとしております。
- ・決議日における取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）であります。

（監査役報酬）

- ・年額30百万円以内とし、役員賞与を含むものとしております。
- ・決議日における監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役(社外取締役を除く。)	95,400	95,400	-	-	3
監査役(社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	15,522	15,522	-	-	5

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

使用人兼務役員は存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株価の変動や株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の目的で保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。なお、当社が所有する株式は全て純投資目的以外の株式であります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有目的が純投資目的以外の目的である株式を取得する際には、取得意義や経済合理性の観点を踏まえて取得是非を判断すると共に、取得後は定期的に保有継続の合理性を検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	3	108,503
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	106,852	資本業務提携
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式の減少に係る取得 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適切に対応出来る体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び監査法人等との意見交換を通じて、情報収集に努めるとともに、決算業務体制の強化を図っております。

1 【連結財務諸表等】
(1) 【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,752,511	1,452,539
売掛金	368,738	358,422
前渡金	301,298	600,255
未収還付法人税等	-	27,733
その他	113,417	136,227
流動資産合計	2,535,965	2,575,178
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	37,003	43,493
減価償却累計額	19,432	31,806
建物附属設備(純額)	17,570	11,686
車両運搬具	7,176	7,176
減価償却累計額	5,046	5,755
車両運搬具(純額)	2,129	1,420
器具及び備品	3,970	7,120
減価償却累計額	2,987	3,459
器具及び備品(純額)	982	3,660
有形固定資産合計	20,683	16,767
無形固定資産	86,900	131,457
投資その他の資産		
投資有価証券	0	106,852
繰延税金資産	10,560	7,790
敷金及び保証金	337,770	503,989
その他	59,984	118,255
投資その他の資産合計	408,315	736,887
固定資産合計	515,899	885,112
資産合計	3,051,865	3,460,290

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	234,651	164,354
未払金	120,151	120,102
未払費用	83,574	92,348
未払法人税等	77,838	5,701
前受金	285,971	562,007
その他	77,583	71,223
流動負債合計	879,770	1,015,737
固定負債		
繰延税金負債	-	272
資産除去債務	3,589	6,758
預り敷金及び保証金	188,628	245,146
長期預り金	132,949	290,225
その他	11,063	9,631
固定負債合計	336,229	552,035
負債合計	1,216,000	1,567,773
純資産の部		
株主資本		
資本金	420,171	424,117
資本剰余金	425,171	429,117
利益剰余金	989,694	1,038,401
株主資本合計	1,835,037	1,891,637
新株予約権	828	880
純資産合計	1,835,865	1,892,517
負債純資産合計	3,051,865	3,460,290

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	2,376,765	2,555,046
売上原価	326,597	329,651
売上総利益	2,050,168	2,225,394
販売費及び一般管理費	1,690,571	2,147,533
営業利益	359,596	77,861
営業外収益		
受取利息	9	17
消費税等差額	5,077	-
受取手数料	-	47
助成金収入	-	39
その他	25	16
営業外収益合計	5,112	121
営業外費用		
上場関連費用	18,242	-
その他	475	-
営業外費用合計	18,717	-
経常利益	345,990	77,982
税金等調整前当期純利益	345,990	77,982
法人税、住民税及び事業税	106,819	23,242
法人税等調整額	162	3,958
法人税等合計	106,982	27,201
当期純利益	239,008	50,781
親会社株主に帰属する当期純利益	239,008	50,781

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当期純利益	239,008	50,781
包括利益	239,008	50,781
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	239,008	50,781

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	86,000	91,000	750,685	927,685	828	928,513
当期変動額						
新株の発行	334,171	334,171	-	668,343	-	668,343
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	239,008	239,008	-	239,008
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	334,171	334,171	239,008	907,351	-	907,351
当期末残高	420,171	425,171	989,694	1,835,037	828	1,835,865

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	420,171	425,171	989,694	1,835,037	828	1,835,865
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	2,073	2,073	-	2,073
会計方針の変更を反映し た当期首残高	420,171	425,171	987,620	1,832,963	828	1,833,791
当期変動額						
新株の発行	3,946	3,946	-	7,892	-	7,892
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	50,781	50,781	-	50,781
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	52	52
当期変動額合計	3,946	3,946	50,781	58,673	52	58,726
当期末残高	424,117	429,117	1,038,401	1,891,637	880	1,892,517

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	345,990	77,982
減価償却費	21,447	33,942
受取利息	9	17
売上債権の増減額(は増加)	49,643	10,316
未収入金の増減額(は増加)	8,667	26,583
前渡金の増減額(は増加)	175,922	298,957
仕入債務の増減額(は減少)	20,518	70,296
前受金の増減額(は減少)	170,685	276,035
未払消費税等の増減額(は減少)	26,721	3,953
長期預り金の増減額(は減少)	86,417	227,364
その他	50,036	84,006
小計	434,131	141,824
利息の受取額	9	17
法人税等の支払額	103,221	131,274
営業活動によるキャッシュ・フロー	330,919	10,567
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	-	3,601
無形固定資産の取得による支出	57,681	63,989
敷金及び保証金の差入による支出	121,336	229,686
敷金及び保証金の回収による収入	58,292	149,459
預り敷金及び保証金の受入による収入	75,478	100,516
預り敷金及び保証金の返還による支出	55,254	97,430
投資有価証券の取得による支出	-	106,852
その他	25,719	65,365
投資活動によるキャッシュ・フロー	126,219	316,948
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	668,343	7,856
その他	1,447	1,447
財務活動によるキャッシュ・フロー	666,896	6,408
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	871,595	299,972
現金及び現金同等物の期首残高	880,915	1,752,511
現金及び現金同等物の期末残高	1,752,511	1,452,539

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社リベロビジネスサポート

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

重要な固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 2～15年

車両運搬具 6年

器具及び備品 8年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1: 顧客との契約を識別する

ステップ2: 契約における履行義務を識別する

ステップ3: 取引価格を算定する

ステップ4: 取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5: 企業が履行義務の充足時に収益を認識する

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、下記のとおりであります。

当社グループは、不動産会社向けサービスである「新生活ラクっとNAVI」、法人企業向けサービスである「転勤ラクっとNAVI」「ワンコイン転貸」「ヘヤワリ」と引越会社向けサービスである「HAKOPLA(ハコプラ)」「引越しラクっとNAVI」が含まれており、顧客との契約に基づいてサービス等を引き渡す履行義務を負っております。

イ. 不動産会社向けサービス「新生活ラクっとNAVI」

不動産会社向けのサービスであり、不動産仲介店舗で新居を決めた顧客に対して、不動産事業者が当サービスの案内を行い承諾を得たうえで、当社へ顧客サポートの依頼を行います。当社は主に引越し相見積りサービスとライフライン(新電力、ガス小売事業者が販売するガス及びインターネット回線)設定のサポートを実施しており、サービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金額要素は含んでおりません。

また、不動産会社向けサービス「新生活ラクっとNAVI」で生じるインターネット回線事業者から受け取るインセンティブ等の収益については、返金権付販売について変動対価に関する定めに従い、返金されると見込まれるインセンティブ等の収益を除いた収益を認識する方法によっております。

a. 算出方法

返金が見込まれるインセンティブ等については、インセンティブ等として受け取る対価の額で返金負債を認識しております。返金負債は、一定期間の売上高に返金実績を乗じて算出しております。

b. 主な仮定

返金負債の算定基礎である返金実績率は、過去の返金実績に鑑み、通常返金が生じると考えられる期間に基づき算定しております。

c. 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

返金負債の算定基礎である返金実績率は過去の返金実績額に基づいているため、返品率の傾向に変化が生じた場合には、計上していた返金負債の額と実際の返金額に乖離が生じ、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

ロ. 法人企業向けサービス「転勤ラクッとNAVI」

法人企業向けの転勤支援サービスであり、法人企業等の人事異動により転勤が発生することとなる転勤者（従業員）がサービス利用者となります。主に、お部屋探し及び引越し見積りサービスのサポート、ライフラインのサポートを実施し、サービスの支配が顧客に移転した時点で引越代金総額の内、当社グループが受け取る手数料のみを純額で収益として認識しております。なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金額要素は含んでおりません。

ハ. 引越会社向けサービス「HAKOPLA（ハコプラ）」

引越会社向けのサービスであり、主なサービスメニューは、引越し案件、空きトラック等のマッチングを行っており、約束したサービスを提供した時点で、収益を認識しております。なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金額要素は含んでおりません。

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

インターネット回線事業者からの成果報酬に係る概算計上額
当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
売上高	54,514	38,972

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

インターネット回線事業者からの収入は、不動産事業者等で新たな転居先を決定した顧客に対して、当社がインターネット回線の取り次ぎをサポートし、インターネット回線事業者にサービス提供されたものについての成果報酬により構成されております。

本成果報酬は、インターネット回線事業者から送付される支払通知書等によって売上代金を決定しておりますが、インターネット回線事業者より支払通知書を手にするまでに1ヶ月程度の期間を要するため、決算期においては、インターネット回線の開通件数の速報値と成果報酬単価の過去実績に基づき概算計上を行っております。

インターネット回線の開通件数の速報値と実績値が大幅に乖離した場合、或いは成果報酬単価計算の前提条件に変更等がある場合には、翌連結会計年度の売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、インターネット回線事業者から受け取るインセンティブ等の返金権付販売については変動対価に関する定めに従い、返金されると見込まれるインセンティブ等の収益を除いた収益を認識する方法に変更しております。これに伴い返金されると見込まれるインセンティブ等の対価を返金負債として計上し流動負債の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84号但し書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減して、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準の適用による、当連結会計年度の損益、期首利益剰余金及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89 - 3項に定める経過的な取り扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44 - 2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、この変更による連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7 - 4項に定める経過的な取り扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取り扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取り扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2023年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額はあります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「投資有価証券」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた59,984千円は、「投資有価証券」0千円、「その他」59,984千円として組替えております。

また、前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「長期預り金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」の「その他」に表示していた144,012千円は、「長期預り金」132,949千円、「その他」11,063千円として組替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の抑制が進む中で緩和的な金融環境や政府の経済政策が同時並行している効果もあり、企業の設備投資及び個人消費等は緩やかに回復軌道に乗りつつあると認識しております。また当社グループの連結業績に与える影響も、今後は更に限定的になりつつあると見込んでおります。

このような前提を基礎として会計上の見積りを行っておりますが、新型コロナウイルスの感染症拡大による影響は不確実性が高く、国境を超えた人流が戻りつつある環境下では想定外の事象が発生し、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性もあると仮定をたて、現時点で入手可能な情報に基づいて繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを実施しております。今後の新型コロナウイルス感染症の推移によっては、会計上の見積りの結果に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行（前連結会計年度は4行）と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
当座貸越極度額	750,000千円	950,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	750,000	950,000

(連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
給料及び手当	643,053千円	717,925千円
業務委託費	161,675	255,427
販売促進費	130,750	230,512

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.2.3.	95,600	5,203,300	-	5,298,900
合計	95,600	5,203,300	-	5,298,900
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注)1. 2021年6月9日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行い、発行済株式の普通株式が4,684,400株増加しております。

2. 東京証券取引所マザーズ(現 グロース市場)への株式上場に当たり実施した2021年9月27日を払込期日とする公募増資による新株発行により、発行済株式の普通株式が478,000株増加しております。

3. 2021年10月27日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による新株発行により、発行済株式の普通株式が40,900株増加しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計年 度増加	当連結会計年 度減少	当連結会計年 度末	
親会社 (提出会社)	ストック・オプションとしての 第1回新株予約権	-	-	-	-	-	732
	ストック・オプションとしての 第2回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	ストック・オプションとして の2020年第1回新株予約権	-	-	-	-	-	96
	ストック・オプションとして の2020年第2回新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	828

(注) スtock・オプションとしての第1回新株予約権、ストック・オプションとしての第2回新株予約権、ストック・オプションとしての2020年第1回新株予約権及びストック・オプションとしての2020年第2回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	5,298,900	17,050	-	5,315,950
合計	5,298,900	17,050	-	5,315,950
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の発行済株式の増加17,050株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計年 度期首	当連結会計年 度増加	当連結会計年 度減少	当連結会計年 度末	
親会社 (提出会社)	ストック・オプションとして の第1回新株予約権	-	-	-	-	-	708
	ストック・オプションとして の第2回新株予約権 (自己新株予約権)	-	-	-	-	-	875 (799)
	ストック・オプションとして の2020年第1回新株予約権	-	-	-	-	-	96
	ストック・オプションとして の2020年第2回新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	1,679 (799)

(注) 1. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内
容 b. 第2回新株予約権」に記載の信託に残存する当社新株予約権を自己新株予約権として、信託における帳簿
価額により、純資産の部の新株予約権から控除しております。当該自己新株予約権の帳簿価額及び目的となる株
式の数、当連結会計年度末799千円、330,000株であります。
2. 自己新株予約権については、(外書き)により表示しております。

3. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりで
あります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
現金及び預金	1,752,511千円	1,452,539千円
現金及び現金同等物	1,752,511	1,452,539

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引
該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
1年内	93,331	134,496
1年超	23,332	247,731
合計	116,664	382,228

(金融商品関係)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金及び短期的な運転資金は自己資金により賄っております。資金運用については安全性の高い金融商品で運用する方針であります。また、当社グループはデリバティブ取引を全く利用しておりません。

金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、転貸サービス及び本社オフィス等の不動産賃貸契約に基づくものであり、貸主の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、取引先企業との業務に関連する株式等であり、発行体(取引先企業)の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

未払法人税等は1年以内の支払期日であります。

預り敷金及び保証金は、転貸サービスの不動産転貸借契約に基づくものであります。

金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は営業債権について信用調査機関の与信調査状況、個々の法人の財務状況等を勘案しリスク管理を行っております。また、管理部門が取引先別に債権残高を管理するとともに、入金状況を各事業部に随時報告しております。これにより、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券については管理部門が定期的に取引先企業の財務状況等を把握し、財務状況等の悪化懸念等の把握や軽減を図っております。また、借入金の金利変動リスクについては、分割返済などによりその影響を緩和するとともに、管理部門が金利変動状況を管理しております。

ハ. 流動性リスク(資金調達、営業債務の支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

管理部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金及び保証金	337,770	338,219	449
資産計	337,770	338,219	449
預り敷金及び保証金	188,628	188,879	251
負債計	188,628	188,879	251

(1) 「現金及び預金」「売掛金」「未収還付法人税等」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること及び概ね2ヶ月程度の短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(2) 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(千円)
投資有価証券(非上場株式)	0

当連結会計年度（2022年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
敷金及び保証金	503,989	503,867	121
資産計	503,989	503,867	121
預り敷金及び保証金	245,146	245,036	110
負債計	245,146	245,036	110

- (1) 「現金及び預金」「売掛金」「未収還付法人税等」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること及び概ね2ヶ月程度の短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。
- (2) 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
投資有価証券（非上場株式）	106,852

- (注) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2021年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	1,752,511	-	-	-
売掛金	368,738	-	-	-
合計	2,121,250	-	-	-

- () 敷金及び保証金は、回収日が確定していないため、上表には記載しておりません。

当連結会計年度（2022年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	1,452,539	-	-	-
売掛金	358,422	-	-	-
合計	1,810,961	-	-	-

- () 敷金及び保証金は、回収日が確定していないため、上表には記載しておりません。

- (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いてインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルの内、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	503,867	-	503,867
預り敷金及び保証金	-	245,036	-	245,036

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「敷金及び保証金」「預り敷金及び保証金」

契約金及び過去の契約更新並びに信用リスク等を勘案し、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定し、レベル2に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(2021年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2022年12月31日)

投資有価証券(連結貸借対照表計上額106,852千円)については、市場価格のない株式等であることから、記載していません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利行使による失効により利益として計上した金額

該当事項はありません。

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	2020年 第1回新株予約権	2020年 第2回新株予約権
決議年月日	2018年12月21日	2018年12月21日	2020年3月25日	2020年3月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 社外協力者 2名	受託者 1社 (注)3	当社取締役 1名 当社監査役 1名 社外協力者 2名	当社取締役 1名 当社従業員 38名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 305,000株	普通株式 370,000株	普通株式 40,000株	普通株式 100,000株
付与日	2018年12月26日	2018年12月26日	2020年4月6日	2020年4月6日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めなし	(注)2	(注)2	(注)2
権利行使期間	自 2022年4月1日 至 2030年12月26日	自 2022年4月1日 至 2030年12月26日	自 2022年4月1日 至 2030年4月6日	自 2022年3月26日 至 2030年3月25日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

3. 本新株予約権は、株式会社東京ユナイテッドを受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社の取締役及び従業員並びに子会社・関連会社の取締役及び従業員のうち、指定された者に交付されます。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	2020年 第1回新株予約権	2020年 第2回新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	305,000	370,000	40,000	98,250
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	5,650
権利確定	305,000	37,000	9,950	24,000
未確定残	-	333,000	30,050	68,600
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
権利確定	305,000	37,000	9,950	24,000
権利行使	10,000	5,200	-	1,850
失効	-	-	-	-
未行使残	295,000	31,800	9,950	22,150

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	2020年 第1回新株予約権	2020年 第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	400	400	960	960
行使時平均株価 (円)	1,002	1,622	-	1,766
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、ストック・オプションを付与した時点では、当社が株式を上場していないことから単位当たりの本源的価値の見積りによっております。なお、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法によっております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 214,435千円

当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 13,955千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注) 1	- 千円	231千円
未払事業税	5,697	1,562
一括償却資産損金算入限度超過額	1,559	2,388
投資有価証券	1,500	1,500
資産除去債務	1,098	2,069
事業所税	1,007	1,056
その他	495	1,031
繰延税金資産合計	11,359	9,840
繰延税金負債		
未収事業税	-	504
資産除去債務に対する除去費用	798	1,818
繰延税金負債合計	798	2,322
繰延税金資産(負債)の純額	10,560	7,517

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2022年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (1)	231	-	-	-	-	-	231
繰延税金資産 (2)	231	-	-	-	-	-	231

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金については、2023年度事業計画等に基づく将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
法定実効税率	- %	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	3.5
住民税均等割等	-	1.5
その他	-	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	34.9

(注) 前連結会計年度は法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であったため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント
	移転者サポート事業
不動産会社向けサービス	1,318,613
法人企業向けサービス	1,097,564
引越会社向けサービス	138,868
顧客との契約から生じる収益	2,555,046
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,555,046

(注) 不動産会社向けサービスには「新生活ラクッとNAVI」、法人企業向けサービスには「転勤ラクッとNAVI」「ワンコイン転貸」「ヘヤワリ」が含まれており、引越会社向けサービスには「HAKOPLA(ハコプラ)」「引越しラクッとNAVI」が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」「(3) 会計方針に関する事項 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

残存履行義務に配分した取引価格

収益認識の予想期間が1年を超える取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、移転者サポート事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス以外の外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ソフトバンク株式会社	733,894	移転者サポート事業

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス以外の外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ソフトバンク株式会社	738,956	移転者サポート事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	346.31円	355.84円
1株当たり当期純利益	48.66円	9.57円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	43.03円	8.74円

- (注) 1. 当社は、2021年6月9日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 当社は、2021年9月28日に東京証券取引所マザーズ(現 グロース市場)に上場したため、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から前連結会計年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	239,008	50,781
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	239,008	50,781
普通株式の期中平均株式数(株)	4,911,807	5,307,480
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	642,300	502,324
(うち新株予約権(株))	(642,300)	(502,324)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,835,865	1,892,517
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	828	880
(うち新株予約権(千円))	(828)	(880)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,835,037	1,891,637
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	5,298,900	5,315,950

(重要な後発事象)

自己株式の取得

当社は、2023年2月20日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について、以下のとおり決議いたしました。

(1)自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上と株主の皆様への利益還元を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、自己株式取得を実施するものであります。

(2)取得に係る事項の内容

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	100,000株(上限)(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.88%)
株式の取得価額の総額	130,000,000円(上限)
取得する期間	2023年2月21日～2023年9月30日
取得方法	東京証券取引所における市場買付

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産額の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高	(千円)	795,378	1,562,891	2,059,825	2,555,046
税金等調整前四半期 (当期)純利益	(千円)	118,034	283,327	215,515	77,982
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(千円)	80,429	193,385	144,955	50,781
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	15.18	36.48	27.33	9.57

(会計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
1株当たり四半期純利益	(円)	15.18	21.30	9.12	17.72

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,501,120	995,218
売掛金	369,893	397,243
前払費用	43,304	48,937
関係会社短期貸付金	150,000	300,000
未収入金	55,004	137,229
未収還付法人税等	-	22,153
その他	3,394	3,485
流動資産合計	2,122,717	1,904,268
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	37,003	43,493
減価償却累計額	19,432	31,806
建物附属設備(純額)	17,570	11,686
車両運搬具	7,176	7,176
減価償却累計額	5,046	5,755
車両運搬具(純額)	2,129	1,420
器具及び備品	3,970	7,120
減価償却累計額	2,987	3,459
器具及び備品(純額)	982	3,660
有形固定資産合計	20,683	16,767
無形固定資産		
ソフトウェア	41,668	85,577
ソフトウェア仮勘定	44,632	45,329
その他	600	550
無形固定資産合計	86,900	131,457
投資その他の資産		
投資有価証券	0	106,852
関係会社株式	100,000	100,000
敷金及び保証金	76,904	103,959
繰延税金資産	9,552	7,790
その他	31,799	35,455
投資その他の資産合計	218,256	354,058
固定資産合計	325,840	502,283
資産合計	2,448,557	2,406,551

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	238,697	174,053
未払金	154,432	192,395
未払費用	83,569	94,710
未払法人税等	66,497	5,611
預り金	43,019	45,066
その他	33,797	12,165
流動負債合計	620,014	524,002
固定負債		
資産除去債務	3,589	6,758
その他	11,063	9,631
固定負債合計	14,652	16,390
負債合計	634,666	540,392
純資産の部		
株主資本		
資本金	420,171	424,117
資本剰余金		
資本準備金	411,171	415,117
その他資本剰余金	14,000	14,000
資本剰余金合計	425,171	429,117
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	967,720	1,012,043
利益剰余金合計	967,720	1,012,043
株主資本合計	1,813,063	1,865,279
新株予約権	828	880
純資産合計	1,813,891	1,866,159
負債純資産合計	2,448,557	2,406,551

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	1 2,364,535	1 2,578,846
売上原価	1 366,855	1 414,589
売上総利益	1,997,679	2,164,257
販売費及び一般管理費	1, 2 1,679,565	1, 2 2,135,475
営業利益	318,114	28,782
営業外収益		
受取利息	2 1,241	2 1,848
業務受託料	2 2,400	2 41,400
その他	25	103
営業外収益合計	3,666	43,352
営業外費用		
消費税等差額	184	-
上場関連費用	18,242	-
その他	1	-
営業外費用合計	18,429	-
経常利益	303,352	72,134
税引前当期純利益	303,352	72,134
法人税、住民税及び事業税	95,479	23,060
法人税等調整額	1,171	2,676
法人税等合計	96,650	25,737
当期純利益	206,701	46,396

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
経費					
支払手数料		312,662	85.2	340,837	82.2
外注費		54,192	14.8	73,752	17.8
小計		366,855	100.0	414,589	100.0
売上原価		366,855		414,589	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本 合計	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	86,000	77,000	14,000	91,000	761,018	761,018	938,018	828	938,846
当期変動額									
新株の発行	334,171	334,171	-	334,171	-	-	668,343	-	668,343
当期純利益	-	-	-	-	206,701	206,701	206,701	-	206,701
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）									
当期変動額合計	334,171	334,171	-	334,171	206,701	206,701	875,044	-	875,044
当期末残高	420,171	411,171	14,000	425,171	967,720	967,720	1,813,063	828	1,813,891

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本 合計	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	420,171	411,171	14,000	425,171	967,720	967,720	1,813,063	828	1,813,891
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	-	-	2,073	2,073	2,073	-	2,073
会計方針の変更を反映 した当期首残高	420,171	411,171	14,000	425,171	965,646	965,646	1,810,989	828	1,811,817
当期変動額									
新株の発行	3,946	3,946	-	3,946	-	-	7,892	-	7,892
当期純利益	-	-	-	-	46,396	46,396	46,396	-	46,396
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	-	-	-	-	-	-	-	52	52
当期変動額合計	3,946	3,946	-	3,946	46,396	46,396	54,289	52	54,341
当期末残高	424,117	415,117	14,000	429,117	1,012,043	1,012,043	1,865,279	880	1,866,159

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

其他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	2～15年
車両運搬具	6年
器具及び備品	8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に記載のとおりであります。

(重要な会計上の見積り)

インターネット回線事業者からの成果報酬に係る概算計上額

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
売上高	54,514	38,972

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

インターネット回線事業者からの収入は、不動産事業者等で新たな転居先を決定した顧客に対して、当社がインターネット回線の取り次ぎをサポートし、インターネット回線事業者にサービス提供されたものについて成果報酬により構成されております。

本成果報酬は、インターネット回線事業者から送付される支払通知書等によって売上代金を決定しておりますが、インターネット回線事業者より支払通知書を手するまでに1ヶ月程度の期間を要するため、決算期においては、インターネット回線の開通件数の速報値と成果報酬単価の過去実績に基づき概算計上を行っております。

インターネット回線の開通件数の速報値と実績値が大幅に乖離した場合、或いは成果報酬単価計算の前提条件に変更等がある場合には、翌事業年度の売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、インターネット回線事業者から受け取るインセンティブ等の返金権付販売については変動対価に関する定めに従い、返金されると見込まれるインセンティブ等の収益を除いた収益を認識する方法に変更しております。これに伴い返金されると見込まれるインセンティブ等の対価を返金負債として計上し流動負債の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84号但し書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減して、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準の適用による、当事業年度の損益及び期首繰越利益剰余金に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取り扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度に係る財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた58,398千円は、「未収入金」55,004千円、「その他」3,394千円として組替えております。

また、前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「投資有価証券」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた31,799千円は、「投資有価証券」0千円、「その他」31,799千円として組替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りは、連結財務諸表「注記事項 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分したものを除く)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
短期金銭債権	1,590千円	92,844千円
長期金銭債権	3,600	6,071
短期金銭債務	49,647	83,947

2 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行(前事業年度は4行)と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
当座貸越極度額	450,000千円	850,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	450,000	850,000

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	11,825千円	53,406千円
売上原価	48,340	96,659
販売費及び一般管理費	4,451	17,496
営業取引以外の取引による取引高	3,633	43,234

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度74.6%、当事業年度70.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度25.4%、当事業年度29.8%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
減価償却費	21,447千円	33,942千円
給料及び手当	643,053	717,925
業務委託費	161,675	255,427
販売促進費	135,178	248,009

(有価証券関係)

子会社株式

前事業年度(2021年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式100,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2022年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式100,000千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	4,688千円	1,562千円
一括償却資産損金算入限度超過額	1,559	2,388
投資有価証券	1,500	1,500
資産除去債務	1,098	2,069
その他	1,502	2,088
繰延税金資産合計	10,350	9,609
繰延税金負債		
資産除去債務に対する除去費用	798	1,818
繰延税金負債合計	798	1,818
繰延税金資産(負債)の純額	9,552	7,790

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
法定実効税率	-	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	3.7
住民税均等割等	-	1.4
その他	-	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	35.7

(注) 前事業年度は法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であったため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

自己株式の取得

当社は、2023年2月20日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。詳細につきましては、連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	37,003	6,490	-	43,493	31,806	12,374	11,686
車両運搬具	7,176	-	-	7,176	5,755	709	1,420
器具及び備品	3,970	3,150	-	7,120	3,459	472	3,660
有形固定資産計	48,149	9,640	-	57,790	41,022	13,556	16,767
無形固定資産							
ソフトウェア	64,982	64,245	-	129,228	43,650	20,336	85,577
ソフトウェア仮勘定	44,632	67,648	66,951	45,329	-	-	45,329
その他	1,000	-	-	1,000	450	50	550
無形固定資産計	110,614	131,893	66,951	175,557	44,100	20,386	131,457

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	転貸関連システム	36,605千円
ソフトウェア仮勘定	基幹システムリプレース	10,031千円
ソフトウェア仮勘定	転貸・転勤ナビ追加開発	26,400千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	本勘定への振替高等	66,951千円
-----------	-----------	----------

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日 上記のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることが出来る旨、定款に定めております。
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行います。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 (公告掲載URL: https://www.livero.co.jp/)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第13期）（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）2022年3月28日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及びその添付書類並びに確認書

2022年5月23日関東財務局長に提出

事業年度（第13期）（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその添付書類並びに確認書であります。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年3月28日関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書及び確認書

（第14期第1四半期）（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）2022年5月13日関東財務局長に提出

（第14期第2四半期）（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）2022年8月10日関東財務局長に提出

（第14期第3四半期）（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）2022年11月14日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

2022年3月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2023年3月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書であります。

(6) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自2023年2月21日 至2023年2月28日）2023年3月6日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月24日

株式会社リベロ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三井 勇 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古川 譲 二

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リベロの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リベロ及び連結子会社の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

インターネット回線事業者に対する概算計上売上高の見積りの妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の注記事項「重要な会計上の見積り」に記載されているとおり、株式会社リベロ（以下、会社）は、インターネット回線事業者からの成果報酬に係る売上高の概算計上額を開示している。</p> <p>インターネット回線事業者からの収入は、不動産事業者等で新たな転居先となる新居を決定した顧客に対し、会社がインターネット回線等の取次ぎをサポートし、インターネット回線事業者からサービス提供された成果報酬により構成されている。</p> <p>当成果報酬は、インターネット回線事業者から送付される支払通知書等に基づいて売上高が計上されるが、支払通知書等を入手するまでに1ヶ月程度の期間を要するため、決算においては、期末月（12月）の1ヶ月について、インターネット開通件数の速報値と成果報酬単価の過去実績に基づいた概算計上を行っている。したがって、年間のインターネット回線事業者からの収入は、期中の支払通知書等に基づく売上高と期末月の概算計上額で構成されているが、当該概算計上額はインターネット開通件数の速報値と成果報酬単価の過去実績に基づいて算定されたものであるため、慎重に検討する必要がある。</p> <p>当監査法人は、インターネット回線事業者からの成果報酬による売上高の金額に重要性があり、また、当該売上高は速報値と過去実績に基づいた概算計上が含まれるため、当該事項が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人は、主として以下の手続を実施した。</p> <p>1．内部統制の評価</p> <p>売上高の概算計上額の正確性を担保する内部統制である、インターネット回線事業者から送付されるインターネット開通件数との照合、及び過去実績に基づく成果報酬単価の計算過程について、内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>2．インターネット回線事業者からの収入の妥当性評価</p> <p>リスク評価手続として、以下の分析的手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット回線事業者からの収入は、引越し需要の動向によって変動するため、増減分析、月次推移分析を行い、引越し需要の月次トレンドとの整合性を検討した。 ・期末月以外の売上高の検討においては、インターネット回線事業者から送付された支払通知書、及び入金額との突合を実施した。 ・概算計上額の検討においては、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・期中の概算計上額と支払通知書の確定金額との乖離状況を踏まえ、概算計上額の算定方法の合理性と見積りの精度を評価した。 ・概算計上に利用されたインターネット回線開通件数について、インターネット回線事業者から送付されたインターネット開通件数の速報値との突合を実施した。 ・成果報酬単価について、過去実績に基づく単価計算過程を検討した。 ・決算締め後において、確定金額となる支払通知書を確認し、概算計上額との乖離状況を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月24日

株式会社リベロ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三井 勇 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古川 謙 二

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リベロの2022年1月1日から2022年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リベロの2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

インターネット回線事業者に対する概算計上売上高の見積りの妥当性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（インターネット回線事業者に対する概算計上売上高の見積りの妥当性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。